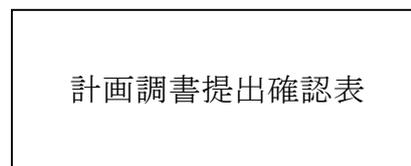
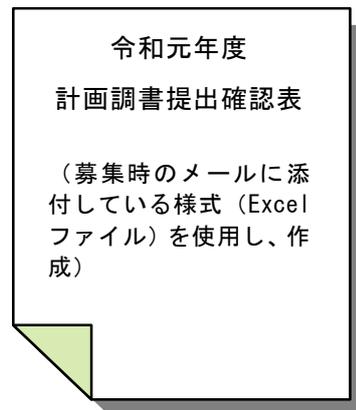
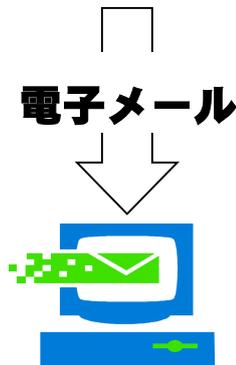
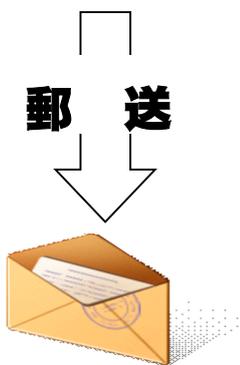


令和元年度 計画調書の提出方法



計画調書及び添付書類について、
紙媒体 1 部を郵送、
電子媒体をメールで提出してください。
※電子媒体をメールで送付することが困難な場合は、下記連絡先まで御連絡ください。
私学助成課助成第二係 青山、大西、小津
TEL:03-5253-4111 (内線 2746)



エコ事業 : 9 / 30 (月) 締切
エコ事業以外 : 10 / 15 (火) 締切
(郵送…当日消印有効、電子媒体 (メール) …15時まで)

電子メール
8 / 30 (金) 締切
15時まで

【提出先】

《郵送》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省高等教育局
私学部私学助成課助成第二係

計画調書及び添付資料

※封筒に朱書きで「●月●日〆切 令和元年度防災機能等強化緊急特別推進事業 計画調書在中」と御記入ください。

※封筒の右上に朱書きで**法人番号**をご記入ください。

※事業着手承認申請書は同封せず、別途送付ください。

《メール》

josei2@mext.go.jp

計画調書提出確認表

※メールの件名は

【(法人番号) (法人名)】計画調書提出確認表 (防災機能等強化事業募集) としてください。

計画調書及び添付資料

※メールの件名は

【(法人番号) (法人名)】計画調書 (防災機能等強化事業募集) としてください。

令和元年度「防災機能等強化緊急特別推進事業」計画調書提出確認表

法人番号	
------	--

法人名	
-----	--

計画調書送付 担当者	部署		
	職名		
	氏名		
	連絡先	電話番号	
E-mail			

以下の事業について計画調書を提出します。

番号	事業区分	事業名※1	補助対象 事業経費	補助希望額	契約 (予定)日	事業完了 (予定)日	事前着手※2	Is値又はIw値(耐 震改修のみ)※3	実施計画調 査※4
(例)	耐震改修(改築を除く)	x x 学園△△大学1号館耐震改修事業	80,000 千円	40,000 千円	2019/9/15	2020/3/15	申請済	Is値 0.27	○
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									

※1 「事業名」欄には、計画調書の「事業名」欄から転記すること。

※2 「事前着手」欄には、事前着手承認申請状況について、プルダウンより「申請済」、「未申請」のいずれかを選択すること。

※3 耐震改修事業については、Is値又はIw値を記載すること。

※4 「実施計画調査」欄について、当該事業が以下に該当する場合は、プルダウンより「○」を選択すること。
「私立大学等における補助事業の実施計画調査について」(令和元年5月22日付け事務連絡)の回答票において、
契約予定時期を令和元年7月から令和2年3月までの間として計上した事業。

令和元年度「防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震改築事業、ブロック塀等安全対策事業を除く）」に係る計画調書について

I 提出書類・提出方法

1 提出書類

※提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができないので留意すること。

[共通]

- ① 令和元年度防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書総括表（様式1）
- ② 採択理由書（様式6）
- ③ 工事予定建物の配置図、平面図（様式自由）
- ④ 工事費、実施設計費、耐震診断費及び調査分析費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
- ⑤ その他参考となる資料
- ⑥ 令和元年度防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿

[学校施設耐震改修工事]

- ① 令和元年度学校施設耐震改修工事計画調書（様式2-1～2-3）
- ② 提出書類チェック表（様式2-4）

[バリアフリー化工事]

- ① 令和元年度バリアフリー化工事計画調書（様式3-1～3-2）
- ② 提出書類チェック表（様式3-3）

[アスベスト対策工事]

- ① 令和元年度アスベスト対策工事計画調書（様式4-1～4-2）
- ② 分析結果報告書の写し（当該施設におけるアスベストの保有が確認できる書類）
※ 分析結果報告書以外の方法によりアスベストの保有を確認した場合は、設計・施工業者等確認できる者による証明（様式自由、氏名及び自署によるサイン又は捺印）が必要。
- ③ 提出書類チェック表（様式4-3）

[エコキャンパス推進事業]

- ① 令和元年度エコキャンパス推進事業計画調書（様式5-1～5-4）
- ② 提出書類チェック表（様式5-5）

2 提出方法

電子媒体及び紙媒体（1部）による提出とする。様式以外の書類については、適宜、PDFなど電子ファイル化すること。なお、提出後の差し替え、再提出は認められないので注意すること。

また、電子媒体の提出が困難である場合は、相談すること。

- ① 保存形式：MS-EXCEL、MS-WORD、一太郎、PDF 又はリッチテキスト形式
なお、様式2-1～2-4、様式3-1～3-3、様式4-1～4-3、様式5-1～5-5までは、所定の様式を使用すること。
(様式はPDF化せず、Excelファイル形式で提出すること。)
- ② 提出方法：
 - (ア) 電子媒体は、総括表（様式1）に記入した事業ごとに必要な様式・添付ファイルを一つのフォルダにまとめ、圧縮ファイルに保存の上、メールにて提出すること。
メールで送付することが困難な場合は、通知文に記載の問合せ先まで連絡すること。
フォルダ名は次のとおりとする。
【(法人番号)(法人名)】防災計画調書 (例) 【000001 文部科学学園】防災計画調書
 - (イ) 紙媒体は、総括表（様式1）に記入した事業ごとに、ファイルごとに、様式、添付資料をまとめて両面印刷、左肩ダブルクリップ止めとする（様式は様式ごとに両面、添付資料は添付資料だけで両面。様式の裏面に添付資料とならないようにすること）。
- ③ 注意事項：
 - (ア) 必ず法人事務局担当課から提出すること。

(イ) 計画調書のほかに「計画調書提出確認表」を別途、メールにて提出すること。

(ウ) メール件名は次のとおりとする。

【(法人番号)(法人名)】計画調書提出確認表(例)

【000001 文部科学学園】計画調書提出確認表

(エ) 提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができないので留意すること。

II 計画調書作成要領（共通）

1 申請の単位

申請は、学校法人が設置する各大学・短期大学・高等専門学校ごとにかつ事業ごとに行うものとする。複数の大学・短期大学・高等専門学校で共用する施設に対する事業の場合は、経費を合理的な按分方法で算出した上で、大学・短期大学・高等専門学校ごとに申請すること。その場合の補助対象事業経費の下限は、大学・短期大学・高等専門学校ごとに按分した結果を対象とする。また、按分方法についての計算過程を任意様式に記入すること。

2 令和元年度防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書総括表【様式1】

- ① 「法人番号」は私立大学等経常費補助金の申請に使用するもの同一の番号とする。昇格等による番号の変更により、一覧と一致しない場合は、私立大学等経常費補助金で使用する番号を記入し、一覧の番号を括弧表示で示すこととする。（例）131999（132099）
- ② 「調書作成担当者所属・職・氏名」及び「電話番号」欄には、提出された計画調書について後日照会することもあるので、対応できる者の氏名及び電話番号を記入すること。
- ③ 「種別」欄には、学校施設耐震改修工事の場合は「耐震改修（改築除く）」、非構造部材単体整備の場合は「耐震改修（非構造単体）」及び防災機能強化の場合は「防災機能強化（ブロック塀等を除く）」を選択すること。
- ④ 「事業名」は、内定（不採択）通知送付の際に使用するもので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、学校間で同一名称にならないよう、「〇〇事業（大学）」、「〇〇事業（短大）」等の表記で区分できるようにすること。また、複数年に渡る工事の場合は「〇〇事業（第Ⅰ期）」等の表記を記入すること。
- ⑤ 「補助対象事業経費」欄には、様式2-1の「補助対象事業経費」欄の金額を記入すること。
- ⑥ 「補助希望額」欄には、様式2-1の「補助希望額」欄の金額を記入すること。
- ⑦ 「備考欄」欄には、複数の大学、短期大学、高等専門学校で共用する施設に対する事業の場合は、大学、短期大学、高等専門学校のいずれに該当する事業であるかを記入すること。

3 採択理由書【様式6】

- ① 採択理由書は事業ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震診断業者が分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- ② 「採択業者区分」欄には、①の「施工業者」、「設計業者」、「耐震診断業者」のいずれかを記入すること。
- ③ 施工業者が複数にわたる場合などにより、「採択業者」欄に記入できない場合は、適宜様式を変更追加し、記入すること。また、採択業者が複数にわたる場合は、その合計も記入すること。「採択業者」欄の入札金額は、以下のように一致させること。なお、工事・設計などを一括した入札で行う場合は、以下に従い整合性の取れる形にすること。
 - ※ 入札金額と一致させる金額
 - ・ 施工業者の場合：様式2-1の「それぞれの事業に係る総工事費」
 - ・ 設計業者の場合：様式2-1の「実施設計費」
 - ・ 耐震診断業者の場合：様式2-1の「耐震診断費」
- ④ 補助金の効果的配分を推進する観点から、計画の策定に当たっては価格の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかについて特に留意すること。
- ⑤ 「業者採択理由欄」には、入札の状況、工事内容等を比較した結果などを具体的に明示すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。

4 工事予定施設の配置図、平面図（様式自由）

- ① できるだけ、簡潔にまとめたものを提出すること。
- ② 配置図、平面図は面積、用途を正確に記入したものを添付すること。
- ③ 補助対象となる改造工事に該当する部分についてマーカー等を用いて分かりやすく明示すること。

5 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第9条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、入札書等の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては

特に留意すること。

- ① 原則として国又は地方公共団体の契約方法にならない（メールに添付している「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」を参照。）、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定すること。入札を実施することができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者の見積合わせ等により決定すること。ただし、指名競争入札あるいは見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めない。
- ② 業者の入札書等の写しは、右上に、採択した業者については「採択」と朱書きして合計金額及び補助対象経費部分を提出すること。不採択の業者については「不採択」と黒字で記入し合計金額がわかる部分のみを提出すること。
- ③ 入札書等の写しには、理事長が原本証明をすること（原本証明したものをPDF化すること。なお、原本証明する添付資料の一覧を、理事長の押印付の公文書にて提出することでも可能とする。）
- ④ 補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の入札書等の写しにマーカー等を用いてわかりやすく明示すること。

6 その他参考となる資料

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

7 令和元年度防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿

- ① 「補助金事務担当者名」欄には、調書の内容について問い合わせを行う場合があるので、この補助金関係の事務を直接担当している者を記入すること。また、補助金事務担当者に変更になった場合には、速やかに変更後のものを提出すること。
- ② 法人及び大学等の本事業を担当する出先機関等が東京23区内にある場合は、その所在地、電話番号等を「備考」欄に記入すること。

Ⅲ 学校施設耐震改修工事（耐震補強工事・非構造部材の耐震対策・防災機能強化事業（ブロック塀等安全対策事業を除く））

1 補助対象経費

大規模災害における学生等の安全を図るために行われる、私立大学等における危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事に必要な別表1に掲げる経費及び防災機能強化事業に必要な別表2に掲げる経費であって、次の要件を備えているものとする。

1) 新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物（注1）（教室、研究室、図書館、体育施設、学生寮、食堂、学生の福利厚生施設（学校法人が「学校法人」部門として管理している建物を除く（注2））。）ただし、築30年以上の建物は補強後の使用年数を十分に検討すること。＜※「4 その他」も参照のこと＞で、構造耐震指標（以下「Is値」という。）がおおむね0.7に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「q値」若しくは「CtuSd値」という。）がおおむね1.0（CtuSd値においては0.3）に満たないこと、またはIs値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められるもの。

ただし、補強後の当該建物に係るIs値がおおむね0.7を超え、かつq値がおおむね1.0（CtuSd値においては0.3）を超え、または当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

木造建物については、構造耐震指標（以下「Iw値」という。）がおおむね1.1に満たない建物で、補強後の当該建物のIw値がおおむね1.1を超え、または当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められるもの。

また、大規模施設の耐震化を複数年度に分割して行う「分割耐震化工事」となる場合は、初年度に当該分割耐震化工事の全体計画及び年度計画（様式任意：配置図・平面図等を用いて、全体及び各年度別の工事対象箇所、工事対象面積等を明示すること。）を添付して申請すること。初年度以降の分割耐震化工事については、提出した年度計画に基づき、当該計画年度に改めて申請すること（初年度の申請が認められたことをもって、残りの工事の採択を担保するものではないことに留意）。

なお、耐震診断は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国土交通省告示」という。）による。国土交通省告示に基づき建築物の各階のIs値又はq値を計算するに当たり、地域係数「Z」は、次のいずれかの数値とすることができる。ただし、各計算には同一の数値を用いること。

(i) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値

(ii) 設置者の方針により採用する(i)を超える数値

《注1》「新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以降に建築された建物」であっても、旧耐震基準で建築確認を行った建物については、補助対象とする（この点について不明な点がある場合はご相談ください）。

《注2》学校法人が「学校法人」部門として管理している部分を含む建物（例：理事室等のある本部棟など）の耐震化について、教育研究に資する部分の面積割合が1/2以上であれば建物全体を補助対象とする。1/2未満であれば教育研究に資する部分の面積のみを補助対象とする。この場合、建物の配置図若しくは平面図において、教育研究に資する部分と「学校法人」部門として管理している部分をマーカー等を用いてわかりやすく明示すると共に、教育研究に資する部分の面積割合が1/2以上であることが分かるように、建物の総面積及び各部屋等の面積を一覧（様式任意）にして添付すること。

2) 非構造部材の耐震対策については、耐震補強工事と併せて実施する事業のほか、単体整備に係る経費も対象とする。

ただし、非構造部材の耐震対策の単体整備については、大講義室や体育館、屋内プール、講堂、ホール等の100㎡以上の室に限る（100㎡未満の室は対象外）。

《注3》非構造部材の耐震対策については、建物の建築年月日に関わらず補助対象とするが、申請にあたっては、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（以下「ガイドブック」という）に沿った点検結果等、非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料を添付すること。

3) 補助対象事業経費が大学にあつては1,000万円（非構造部材の耐震対策または防災機能強化事業の単体整備の場合は300万円）以上、短期大学及び高等専門学校にあつては400万円（非構造部材の耐震対策または防災機能強化事業の単体整備の場合は下限なし）以上であること。

なお、大学・短期大学・高等専門学校間の共用及び未完成学部・学科による按分、補助対象外経費の除外等によって、1事業あたりの補助対象事業経費が上記下限額を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。

4) 工事費は、「補助対象施設面積」に196,100円を乗じた額を上限とする。

- 5) 実施設計費（基本設計費及び監理費を除く。）は、補助対象工事に係る設計費とする。
- 6) 耐震補強工事に関連して実施する内装工事等（以下、関連工事）については、別表1に掲げる工事で補強工事との因果関係を合理的に説明できる工事を補助対象とし、補助対象となる関連工事の施工範囲は、補強壁等の施工に伴い撤去・復旧が必要となる最小限の範囲であること。
- 7) 非構造部材の耐震対策の対象範囲は、ガイドブックに記載されている落下・転倒防止等の工事のほか、地震により落下・転倒の危険性がありそれを防止する必要があると認められるもの。
- 8) 非構造部材の耐震対策のみ申請する場合は、外壁の耐震対策工事については、当該建物の延べ床面積に対する100㎡以上の室の床面積の割合相当分の外壁について対象とする。

2 補助対象外経費

- 1) 新築の建物への改修・改造工事等に要する経費
- 2) 「学校施設耐震改修工事の対象工事の範囲（別表1）」及び「防災機能強化事業の対象工事の範囲（別表2）」に掲げる以外の工事に要する経費。
- 3) 新設の大学等及び未完成の学部・学科（設置された大学等・学部・学科が改組転換または既設学部・学科（既設の短期大学または高等専門学校の学科を含む）からの定員の振替によるものを除く。）に係る経費。
- 4) 主として学生以外の者の利用に供する施設（事務局、病院施設、学長室等）に係る工事費等の経費。（上記1 補助対象経費 1）（注2）に該当する場合は、この限りではない。）
- 5) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む。なお、本事業の申請と同時に他の国庫補助の申請を行うことはできない。）
- 6) 増築、増床工事に係る経費。
- 7) 基本設計及び工事の監理に係る経費。
- 8) 耐震補強工事と併せて行われる別表1の工事区分に掲げられている「内装、外装等の工事で老朽化を改善させる目的で行われる工事」、「室の模様替え工事」、「用途替え工事」及び「補強壁等を施工するために必要となる撤去・復旧工事以外の工事」（別添Q&Aを参照のこと）。
- 9) 耐震補強に関連して行われる電気設備工事、機械設備工事（空調・給排水衛生）は、補強壁の設置に伴い撤去または移設が必要となる場合以外は、対象外とする（別添Q&Aを参照のこと）。
- 10) 老朽化の改善を目的とする非構造部材の工事、または地震により落下・転倒の危険性があることを合理的に説明できない非構造部材の工事（別添Q&Aを参照のこと）。
- 11) 非構造部材の耐震対策のみを申請する場合、床面積が100㎡未満の室の耐震対策工事（外壁の耐震対策工事については、上記1の8）を参照）。

3 補助率

耐震改修工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1/2以内
国庫補助金額は5億円を上限とするが、申請状況等により予算の範囲内で調整することがある。

4 令和元年度学校施設耐震改修工事計画調書【様式2-1】作成要領

- 1) 総括表（様式1）に記入した事業ごとに別葉で作成すること。なお、大学・短期大学・高等専門学校で共用する建物に対する事業の場合は、大学・短期大学・高等専門学校ごとに別々に作成すること。また、それぞれの事業経費を算出するにあたって用いた合理的な按分方法を添付すること（様式任意）。
- 2) 「事業名」欄は、内定（不採択）通知送付の際に使用するので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、大学・短期大学・高等専門学校間で同一名称にならないよう、「〇〇事業（大学）」、「〇〇事業（短大）」等の表記で区分できるようにすること。また、複数年に渡る工事の場合は「〇〇事業（第I期）」等の表記を記入すること。
- 3) 「対象施設名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- 4) 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された年月日を記入すること。該当建物が増築部分の場合は、増築された日を記入すること。また、該当建物が複数ある場合には、面積が最大な建物の年月日を記入し、他の建物については適宜別紙（様式任意）に記載し、添付すること。
- 5) 「構造」欄には、「SRC」・「RC」・「S」・「W」・「その他」のうち該当するものを選択すること。
- 6) 「事前着手承認申請」欄は、当該工事における交付内定前の事業着手承認申請について「申請済」又は「未申請」を選択すること（当省からの承認通知書は、当該事業関係書類としてきちんと保存しておくこと）。
- 7) 改修前・改修後の「Is値」、「q値」及び「CtuSd値」欄には、測定された数値の最低値を記入すること。また、該当建物が複数ある場合には、面積が最大な建物のIs値等を記入し、他の建物については適宜別紙（様式任意）に記載し、添付すること。
- 8) 「診断実施時期」欄には、診断結果報告がなされた年月日を記載すること（様式2-3と同様）。ま

た、該当建物が複数ある場合には、面積が最大な建物の実施時期を記入し、他の建物については適宜別紙（様式任意）に記載し、添付すること。

- 9) 「①総事業経費」欄には、「③耐震補強工事に係る総工事費」、「⑮耐震診断費」及び「⑰実施設計費」の合計額が示される。
- 10) 「③」欄には、「⑤耐震改修工事に係る総工事費」、「⑦非構造部材の耐震対策に係る工事費」の合計額が示される。
- 11) 「⑬補助対象上限工事費」欄には、「②補助対象施設面積」に196,100円を乗じた金額が示される。

「⑤耐震改修工事に係る工事費」、「⑦非構造部材の耐震対策に係る工事費」、「⑮耐震診断費等」及び「⑰実施設計費」欄には、それぞれ様式5の採択業者の入札金額（複数ある場合はその合計）と整合性が取れる形で記入すること。

※消費税については、工事完了予定時期を考慮した上で8%又は10%として計上すること。

（消費税を10%として計上する場合であっても、計画調書に添付する入札書等の写しについては消費税が8%のもので可。）

- 12) 「④補助対象工事費」、「⑯補助対象耐震診断費等」、「⑱補助対象実施設計費」は、様式2-2により按分や補助対象外による経費を除いた補助対象金額を記入すること。
- 13) 「⑭補助金算定上の工事費」欄には、「④」と「⑬」のいずれか低い金額が示される。
- 14) 「⑲補助対象事業経費」欄には、「⑭」、「⑯」、「⑱」の合計額が示される。
- 15) 「⑳補助希望額」欄には、「⑲」の1/2以内の補助希望額（千円未満切り捨て）を記入すること。なお、千円単位でなく円単位で記入すること。
- 16) 「非構造部材の耐震対策」欄には、今回の申請において、（別表1）に該当する非構造部材の耐震対策を実施する場合、「有り」のチェックボックスにチェックを記入すること。また、「ガイドブック」に沿った点検結果等、非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料を添付すること。
- 17) 「防災機能強化に係る工事の種類」欄には、該当するものにチェックを記入すること。
- 18) 「施設の現在の利用状況」欄には、当該施設の現在（改修工事前）の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 20) 「分割耐震化工事」欄には、複数年度に渡る大規模工事を実施する場合、「有り」のチェックボックスにチェックをし、工事の全体期間及び何年目の工事に相当するかを記入すること。複数年度に渡る大規模改修工事を実施する場合は、全体の整備年次計画等を作成し、事前に文部科学省と協議する。事前の協議のない事業については申請を受け付けない。
- 21) 「避難所利用の有無」欄には、耐震補強または非構造部材の耐震対策を行う施設が次のア、イのいずれかに該当する場合、「有り」のチェックボックスにチェックをすること。該当する区分を備考欄に記入すること（※本欄に該当が無いからといって、補助対象外となるものではない）。
 - ア 体育館、武道場などの施設
 - イ アに該当しないが、一定規模の大きな収容空間を有するなど、災害時に避難所として利用可能な施設（※）
 - ※ 避難所として利用可能な施設とは、次のいずれかの要件を満たすものをいう。
 - ① 大講義室、集会室、ホールなど地域住民等が一定数程度避難できる大規模空間を有し、固定椅子等の障害物がないもの
 - ② ①の他、個別にみて、会議室、セミナー室などであっても地域住民等の受け入れが可能となるスペースを一定（当該建物面積の3割程度）以上有するなど避難所としての利用が十分見込まれるもの

5 工事費・実施設計費・耐震診断費の内訳【様式2-2】作成要領

- 1) 様式2-1の事業経費の内訳を項目ごとに記載すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入することとし、入札金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税などについては、適宜按分し、分かりやすく記入すること。

※消費税については、工事完了予定時期を考慮した上で8%又は10%として計上すること。

（消費税を10%として計上する場合であっても、計画調書に添付する入札書等の写しについては消費税が8%のもので可。）

- 2) 「工事区分」欄は、原則、別表「防災機能強化施設整備の対象工事の範囲」の工事区分にならって記載すること。
- 3) 「内容」欄には、工事区分の具体的な内容を記載すること。
- 4) 「数量」欄は、施工面積・幅・長さや購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記載すること。
- 5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記載し難い場合は、欄を広げるか、又は適宜別紙（様式任意）

に記入することとし、1枚に納めるために省略することのないようにすること。

6 耐震診断概要書【様式2-3】作成要領

- 1) 耐震診断を行った施設ごとに作成すること。
- 2) 「診断実施時期」欄には、診断結果報告がなされた年月を記入すること（様式2-1と同様）。
- 3) 「建築面積」欄には、建築基準法に規定された面積を記入することとする。なお、不明な場合は1階床面積を記入する。
- 4) 「建築年」欄には、当該建物が完成した年を記入する。なお、増築等により複数年ある場合には、最も古い建築年を記載する。
- 5) 「診断回数」欄には、耐震診断実施の回数（2次、3次）を記入する（通常は2次）。
- 6) 「適用耐震診断基準」の該当するものに○を付す。なお、その他の場合には具体名を記入する（例：○○県耐震診断基準）。
- 7) 「最低のIs値・q値・CtuSd値」欄には、X・Y方向の各階の耐震性能のうち、最低値を記入する。
- 8) 「各階の耐震性能」欄には、それぞれ該当する数値を耐震診断報告書から転記する。
- 9) 「診断者の所見」欄には、耐震診断報告書に記載された所見を簡潔にまとめ記載する。
- 10) 「3 補強計画」の「補強後の最低のIs・方向・階等」欄には、補強計画実施後の最低のIs値とその方向（X・Y）及び階を記入する。併せてq値、CtuSd値を記入する。
- 11) 「補強概要」欄には、補強要素に関してそれぞれ実施する箇所数とその概要を記入する。
- 12) 耐震診断結果報告書のうち、7)及び10)の数値が確認できる部分を抜粋して添付すること。
- 13) 非構造部材単体の耐震対策事業の場合は、提出不要とする。

(別表1) 学校施設耐震改修工事の対象工事の範囲 ※ 耐震補強工事に真に必要な経費に限る。

経費区分	内 容	
耐震診断費	本事業の対象となる建物に係る耐震診断（非構造部材の耐震性調査を含む）及び補強計画策定に要する経費を対象とする（工事着工年度の前々年度支出分までを対象とする）。	
実施設計費	補助対象工事に係る実施設計費とし、工事着工年度の前年度支出分までを対象とする。なお、基本設計費及び監理費は補助対象外とする。	
工 事 費	工事区分	対象工事の範囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする。
	窓枠の取り替え等	① 耐震補強壁を設置する同一部分に窓枠があり、耐震補強壁を設置するにあたって窓枠が支障となり、窓枠を撤去する必要があると認められるもの。 ② 連窓窓枠の場合で、耐震補強壁を設置する同一部分に窓枠の一部があり、耐震補強壁を設置するにあたって窓枠が支障となり、連窓窓枠すべてを撤去する必要があると認められるもの。 ③ 補強建物等の耐震補強壁を設置した部分若しくは室の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。また、強化ガラスに変更することにより必要となる窓枠の変更も対象とする。
	外装	① 耐震補強壁等の設置に伴い必要となる外装の撤去・復旧工事を対象とする。なお、一側面に耐震補強壁等が一箇所以上設置されれば、当該側面はすべて対象とする。 ② 耐震補強壁等は設置されないが、老朽化に伴う耐震性能の低下を改善するための亀裂部分の樹脂注入及び剥離部分の補修等に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。
	内装	① 耐震補強壁等の設置に伴い必要となる内装の撤去・復旧工事であり、耐震補強壁を設置するにあたって、施工上支障となり内装の撤去が必要となる範囲を対象とする。 ② 耐震補強壁装置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等を含む。
	照明器具の増設等	耐震補強壁等の設置に伴い必要となる照明器具の撤去・復旧工事であり、耐震補強壁を設置するにあたって、施工上支障となり照明器具の撤去が必要となる範囲を対象とする。
	建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	① 耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧を含む。 ② 耐震補強壁等設置面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等必然的に撤去、復旧する場合は対象とする（他の位置への復旧を含む）。 ③ 耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費及び他の用途への改造費を含む。
	建物重量の低減	① 既存の屋上防水用コンクリートを撤去し、露出防水とする場合など建物重量を減らし地震力を低減させるための工事は対象とする。なお、重量の低減により当該建物の耐震性が向上することを構造計算等で明確にしたものであること。 ② 前述と同様の目的のために行われる、屋上フェンス、塔屋、庇等の撤去も対象とする。
	天窗等の設置	屋上部分の軽量化のためや、照度上の効果等のために天窗等を設置する場合は対象とする。
	高架水槽の移設等	当該建物の耐震性を向上させるために高架水槽の移設が必要となる場合は対象とする。移設に当たって、高架水槽を耐震性を有するものに付け替える場合も対象とする。
	防火扉等の設置	① 耐震補強壁を設置する同一部分に防火扉等があり、耐震補強壁を設置するにあたって防火扉等が支障となり、防火扉等を撤去する必要があると認められるものについては対象とする。建築基準法、消防法等の法令の規定により、今回補強工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務づけられているものについては対象とできる。 ② 防火扉等に関する制御装置を含む。
	設備関係の改造	① 補強工事に関連して必要となる設備関係の改造については、原則として同一空間内を対象とする。なお、キュービクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合は対象とする。耐震補強壁を設置する同一部分に設備（電気設備、空調設備等）が設置されており、耐震補強壁を設置するにあたって設備が支障となり、設備を撤去する必要があるもので、再設置に当たって設備の改造が必要となるものを対象とする。 ② 空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。
	仮設建物工事（リース料）	補強工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
補強工事の実施に当たり支障となる倉庫等の撤去・復旧	補強工事の実施に当たり、資材搬入路の確保等において、直接支障となる構造物等の撤去費については対象とする。なお、構造物については撤去費のほか、原型を復旧する範囲での復旧費も対象とする。	

本防災機能等強化緊急特別推進事業と他の施設整備事業との合併施工	本防災機能等強化緊急特別推進事業と他の施設整備事業を合併して行う場合、足場等が他の施設整備事業に利用されていても、本来防災機能等強化緊急特別推進事業に必要な足場等であれば、防災機能等強化緊急特別推進事業の対象とする。
非構造部材の耐震対策※	耐震補強工事に併せて実施する非構造部材（天井材、照明器具、内・外壁材、書架等）の耐震対策については対象とする。対象となる非構造部材の耐震対策工事は、ガイドブックに記載されている落下・転倒防止等の工事のほか、地震により落下・転倒の危険性がありそれを防止する必要があると認められるもの。 ただし、非構造部材の耐震対策のみを申請する場合、100㎡以上の室（通路は含まない。）に限り対象とする。
その他	本表に掲げるもの以外で、耐震補強工事との因果関係を合理的に説明できるもので特に必要と認められる設備の導入及び改造工事については対象とする。

※ガイドブック（http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm）に記載されている落下・転倒防止等の工事を参考にしてください。

※ 上記「その他」に該当すると考えられる設備の導入及び改造工事を実施する場合は、ご相談ください。

（別表2）防災機能強化事業の対象工事の範囲 ※ 本事業に真に必要な経費に限る。

経費区分	内 容	
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、前年度に契約したものであっても、当該年度に支払うものは補助対象とする。	
工事費	工 事 の 種 類	対 象 と な る 工 事 例
	備蓄倉庫等の設置	備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存校舎等の改修工事 など ※ 倉庫の新增築に係る工事費や倉庫に保存する設備及び食糧等は補助対象外
	避難経路の確保	外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事 通路や出入口等の拡幅のための改修・改造工事 など
	屋外防災施設の整備	既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事 防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事 など
	その他	自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事 など ※ 耐震補強工事に関連して実施するものに限る。

※ その他、本表に掲げるもの以外で、防災機能強化事業の実施に伴い特に必要と認められる設備の導入及び改造工事を実施する場合は、ご相談ください（例：非常放送設備設置工事 など）。

※ 「その他」に記載する自家発電設備等については設置工事を伴うものに限り補助対象とし、ポータブル発電機などの可搬タイプのもは補助対象外とする。

※ 補助対象は工事及び、それに係る設計費であり、付随する備品等については補助対象外とする。

※ 「ブロック塀等安全対策事業」については、「令和元年度「防災機能等強化緊急特別推進事業（防災機能強化事業（ブロック塀等安全対策事業）」に係る計画調書について」を参照すること。

IV バリアフリー化工事

1 補助対象経費

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる施設環境を促進するために行われる、私立大学等における施設のバリアフリーのための改造工事に必要な経費であって、次の要件を備えているものとする。

- 1) 身体障害者等が円滑に利用できる施設（学生が日常利用するものに限る）の環境を整備するために行われる施設改造工事に必要な経費であり、原則として、建築物特定施設※1について建築物移動等円滑化基準※2を満たすために実施するものを対象とする。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号

※2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第10条から第23条

- 2) 補助対象事業経費が大学にあっては300万円以上、短期大学及び高等専門学校にあっては150万円以上であること。

なお、部門間の共用及び未完成学部・学科による按分、補助対象外経費の除外等によって、1事業あたりの補助対象事業経費が上記下限額を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。

- 3) 実施設計費は、補助対象工事に係る設計費とする（前年度支出分まで対象とする）。

2 補助対象外経費

- 1) 新設の大学等及び未完成の学部・学科（設置された大学等・学部・学科が改組転換または既設学部・学科（既設の短期大学または高等専門学校の学科を含む。）からの定員の振替によるものを除く。）に係る経費。
- 2) 主として学生以外の者の利用に供する施設（事務局、病院施設、学長室等）に係る工事費等の経費。
- 3) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む）。
- 4) 増床部分として延床面積に入る部分に係る経費。ただし、エレベータを設置するなどの場合で、利用円滑化基準・消防法等の法令を遵守するため必要となる合理的かつ最小限の増床はこの限りでない。

3 補助率

改造工事（実施設計費を含む）に要する経費の1/2以内

4 計画調書等作成要領

1) 令和元年度バリアフリー化工事計画調書【様式3-1】

- ① 総括表（様式1）に記入した事業ごとに別葉で作成すること。
なお、大学・短期大学・高等専門学校で共用する場合は、それぞれ別々に作成すること。また、それぞれの事業経費を算出するにあたって用いた合理的な按分方法を添付すること（様式任意）。
- ② 「事業名」欄は、内定（不採択）通知送付の際に使用するもので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、大学・短期大学・高等専門学校間で同一名称にならないよう、「〇〇事業（大学）」、「〇〇事業（短大）」等の表記で区分できるようにすること。
- ③ 「対象施設名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- ④ 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された年月日を記入すること。施設が複数にわたる場合は、別紙（様式任意）に記載する等により表記すること。
- ⑤ 「事前着手承認申請」欄は、当該工事における交付内定前の事業着手承認申請について「申請済」又は「未申請」を選択すること（当省からの承認通知書は、本事業関係書類としてきちんと保存しておくこと）。
- ⑥ 「改修施設の種類」欄には、該当するものにチェックもしくは記入すること。
- ⑦ 「改修工事の内容及び改修工事により適合することになる建築物移動等円滑化基準の条項」欄には、改修工事の内容について具体的かつ簡潔に記入すること。また、校舎等のバリアフリー化整備により、適合することになる建築物移動等円滑化基準の条項を記入すること。
- ⑧ 「①総事業経費」欄には、「②総工事費」及び「④実施設計費」の合計額が示される。
- ⑨ 「②」及び「④」欄には、それぞれ見積金額（複数ある場合はその合計）を記入すること。
- ⑩ 「⑥補助対象事業経費」欄には、「③」と「⑤」の合計額が示される。
- ⑪ 「⑦補助希望額」欄には、「⑥」の1/2以内の補助希望額（千円未満切り捨て）を記入すること。なお、千円単位でなく円単位で記入すること。
- ⑫ 「施設の現在の利用状況」欄には、当該施設が現在どのように利用されているかについて、具体的かつ簡潔に記入すること。

2) 令和元年度バリアフリー化工事計画調書【様式3-2】

様式3-2には、按分や補助対象外による経費についても記入することとし、見積金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税などについては、適宜按分し、分かりやすく記入することとする。

様式の欄が不足する場合は、適宜別紙（様式任意）に記入すること。

V アスベスト対策工事

1 補助対象経費

- 1) アスベスト対策のための除去、封じ込め又は囲い込み工事、仮設工事、復旧工事等本工事費のほか、応急措置費、当該工事箇所に係る専門機関による調査分析費並びに実施設計費とする。
- 2) 補助対象事業経費の上限・下限は設定しない。
- 3) 実施設計費は、補助対象工事に係る設計費とする（前年度支出分まで対象とする）。

2 補助対象外経費

- 1) 新設の大学等及び未完成の学部・学科（設置された大学等・学部・学科が改組転換または既設学部・学科（既設の短期大学または高等専門学校を学科を含む）からの定員の振替によるものを除く。）に係る経費。
- 2) 主として学生以外の者の利用に供する施設（事務局、病院施設、学長室等）に係る工事費等の経費。
- 3) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む）。
- 4) 増築、増床工事に係る経費。
- 5) 恒久的な対策工事でない応急措置、調査分析費及び実施設計費のみの事業。
- 6) 建物の解体・撤去に併せて実施するアスベスト対策工事に係る経費。

3 補助対象建材

アスベスト対策工事の対象となる建材（アスベスト）は、吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材で石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものとする。

4 補助対象施設

環境対策上問題があるとされる施設のうち、教室、研究室、図書館、体育施設、学生寮、食堂、学生の福利厚生施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設（学校法人が「学校法人」部門として管理している部分を除く）。ただし、附属病院内であっても、上記の目的の施設であれば、大学部分と見なして補助対象とすることができる。

5 補助対象事業

アスベスト対策に係る以下の工事等とする。

- 1) 庇、窓、天井、柱、壁、梁等におけるアスベスト除去、封じ込め又は囲い込み工事に必要な工事
- 2) 上記1)の工事に伴い必要となる内外装、建具、設備、電気等の工事
- 3) 上記1)の工事に伴い低下する教室の環境条件を回復するために必要となる照明設備、換気設備、空調設備、内外装の補修・変更に要する工事
- 4) 上記2)の工事に伴い必要となる教室等の変更のための工事
- 5) アスベスト対策工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事
- 6) 今回申請するアスベスト対策工事の実施に先立ち又は実施に伴い必要となる応急措置
- 7) その他、必要と認められる付帯工事（撤去・処分に要する費用を含む。）

6 補助率

アスベスト対策工事（実施設計費を含む）及び調査分析費に要する経費の合計の1/2以内

7 令和元年度アスベスト対策工事計画調書【様式4-1】作成要領

- 1) 「事業名」欄は、内定（不採択）通知送付の際に使用するもので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、大学・短期大学・高等専門学校間で同一名称にならないよう、「〇〇事業（大学）」、「〇〇事業（短大）」等の表記で区分できるようにすること。
- 2) 「対象施設名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- 3) 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された年月日を記入すること。施設が複数にわたる場合は、別紙（様式任意）に記載する等により表記すること。
- 4) 「事前着手承認番号」欄は、当該工事について、事前着手の承認を受けている場合はその「事前着手承認番号」を記入すること。（当省からの承認通知書は、当該事業関係書類としてきちんと保存しておくこと。）
- 5) 「①総事業経費」欄には、「②総工事費」、「④実施設計費」及び「⑥調査分析費」の合計額が示される。
- 6) 「②」、「④」及び「⑥」欄には、それぞれ見積金額（複数ある場合はその合計）を記入すること。
- 7) 「⑧補助対象事業経費」欄には、「③」と「⑤」と「⑦補助対象調査分析費」の合計額が示される。
- 8) 「⑨補助希望額」欄には、「⑧」の1/2以内の補助希望額（千円未満切り捨て）を記入すること。なお、千円単位でなく円単位で記入すること。

9) 「施設の現在の利用状況」欄には、当該施設の現在（改修工事前）の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。

10) 「3 補助対象建材」に該当することを示す分析結果報告書等の写し（抜粋）を添付すること。

8 工事費・実施設計費の内訳【様式4-2】作成要領

様式4-2には、按分や補助対象外による経費についても記入することとし、見積金額との整合性が取れる形で作成すること。なお、消費税などについては、適宜按分し、分かりやすく記入することとする。

様式の欄が不足する場合は、適宜別紙（様式任意）に記入すること。

VI エコキャンパス推進事業

1 補助対象

環境に配慮した学校施設の改修や新エネルギーの活用などエコキャンパスの推進のために行われる、私立大学等における施設の改造工事に必要な経費（別表参照）であって、次の要件を備えているものとする。

- 1) 補助対象事業経費が1,000万円以上であること。なお、部門間の共用及び未完成学部・学科による按分、補助対象外経費の除外等によって、1事業あたりの補助対象事業経費が上記下限額を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。
- 2) 実施設計費は、補助対象工事に係る設計費とする。
- 3) 再生可能エネルギー発電設備を設置する場合においては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第9条第1項による認定の申請は行わないこと。

なお、これまでに本事業で補助されたものを含め、同法に基づく認定を申請する、若しくは申請している場合は、当該補助金の補助目的と合致しないことから、事前に財産処分の申請を行い文部科学大臣の承認を得ること。

2 補助対象外経費

- 1) 新設の大学等及び未完成の学部・学科（設置された大学等・学部・学科が改組転換または既設学部・学科（既設の短期大学または高等専門学校の学科を含む）からの定員の振替によるものを除く。）に係る設置経費
- 2) 主として学生以外の者の利用に供する施設（事務局、病院施設、学長室等）に係る工事費等の経費
- 3) 増築、増床工事に係る経費。ただし、法令を遵守するため必要となる合理的かつ最小限の増築、増床はこの限りでない。
- 4) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む）。当該事業に直接関係のない経費、現状復帰を上回る内装、設備等改造工事費。

3 補助率

設備の導入及び改造工事（実施設計費を含む）に要する経費の合計の1/2以内

（別表） ※ 本事業に真に必要な経費に限る。

工事の種類	対象となる工事例	対象外となるものの例
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、前年度に契約したものであっても、当該年度に支払うものは対象とする。	
新エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電システムの導入に要する工事 ○太陽光発電システムの設置に伴い必要となる受電、変電設備、電気配線、建物の改造工事 ○太陽熱利用その他システム（風力発電、地中熱利用、燃料電池、バイオマス発電等）の導入に要する工事 ○太陽熱利用システム導入に伴い必要となる暖房設備、給湯（水栓、シャワー工事等） ○太陽熱利用その他のシステム設置に伴い必要となる工事 ○新エネルギーの活用※に併せて実施する次の設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ※ 過去に整備したもの、本事業とは別に整備したものの活用は除く ・高効率型変圧器への更新工事 ・高効率型照明器具への更新（外灯は除く）、人感センサーの設置工事 ・エネルギー消費効率の高い空調設備への更新工事 ・エネルギー消費効率の高い熱源（ボイラー、冷凍機等）への更新工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築建物への設置 ・点検などの維持管理経費や修繕経費 ・備品とみなされるもの ・太陽熱利用システムにおける負荷側で洗面器、キッチン、浴槽、プール等の分離可能な設備 ・既存のシステム等の更新・撤去費用 ・計測器、発電量表示板等
建物の改造	<ul style="list-style-type: none"> ○ルーバー、ひさしの設置及び改造工事 ○自然採光を活用した反射鏡等の設置及び改造工事 ○高断熱ガラス、二重サッシ改造工事 ○断熱材（高反射率塗装を含む）を使用した断熱強化工事及び必要となる内装、設備等改造工事（室内の場合は同一空間を対象） ○地域材、間伐材等の木材を使用した床、壁、天井等の内装等の改造工事及びこれに伴い必要となる塗装等の仕上げ工事（同一空間は対象） ○上記に伴い必要となる工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築建物への設置 ・点検などの維持管理経費や修繕経費 ・備品とみなされるもの

	建物緑化工事	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上、壁面、バルコニー等の緑化工事（樹木、芝生、種子、土壌、花壇、散水・排水設備等） ○上記に伴い必要となる撤去、防水等の工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築建物への緑化 ・グラウンドの緑化、キャンパス内の植樹 ・点検などの維持管理経費や修繕経費 ・備品とみなされるもの
	設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレや水栓の節水型器具（自動水栓、自動洗浄等）の導入工事及び必要となる分離不可能な節水器具と一体になっている洗面器、便器等の衛生器具の更新工事 ○中水道設備導入工事（雨水利用、中水利用等） ○上記設備工事に伴い必要となる建物の工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築建物への設置 ・点検などの維持管理経費や修繕経費 ・洗面器、便器等の衛生器具 ・備品とみなされるもの

※ その他、本表に掲げるもの以外で、エコキャンパス推進の実施に伴い特に必要と認められる設備の導入及び改造工事を実施する場合は、ご相談ください。

4 計画調書作成要領

1) 令和元年度エコキャンパス推進事業計画調書【様式5-1】作成要領

- ①「対象施設名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
 - ②「建築年月日」欄には、当該施設が建築された年月日を記入すること。施設が複数にわたる場合は、別紙（様式任意）に記載する等により表記すること。
 - ③「事業の種類」欄には、該当するものにチェックもしくは記入すること。
 - ④「①総事業経費」欄には、「②総工事費」及び「④実施設計費」の合計額が示される。
 - ⑤「②」及び「④」欄には、それぞれ見積金額（複数ある場合はその合計）を記入すること。
 - ⑥「⑥補助対象事業経費」欄には、「③」と「⑤」の合計額が示される。
 - ⑦「⑦補助希望額」欄には、「⑥」の1/2以内の補助希望額（千円未満切り捨て）を円単位で記入すること。
 - ⑧「⑧学校全体の二酸化炭素排出量」欄には、エネルギーの種類ごとに年間使用量に下記二酸化炭素排出係数をそれぞれ乗じて、二酸化炭素排出量を算出し、合算の上、記入すること。
（エネルギーの種類）
 - (ア)電気（電力量）：年間使用量（kWh）× 二酸化炭素排出係数 0.512（kg-CO2/kWh）
 - (イ)灯油：年間使用量（l）× 二酸化炭素排出係数 2.49（kg-CO2/l）
 - (ウ)A重油：年間使用量（l）× 二酸化炭素排出係数 2.71（kg-CO2/l）
 - (エ)LPG：年間使用量（m³）× 二酸化炭素排出係数 3.00（kg-CO2/m³）
 - (オ)都市ガス：年間使用量（m³）× 二酸化炭素排出係数 2.23（kg-CO2/m³）
- ※ 二酸化炭素排出係数は、「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」による。
（<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>）
- 注）電気については、電気事業者ごとの係数ではなく、代替値を使用している（電気事業者別排出係数の一覧）。
- 上記に挙げた以外の燃料を使用している場合は、「排出係数（電気事業者別排出係数を除く）の一覧（参考1）燃料の使用に関する排出係数」表中の該当する燃料の係数を使用して算出すること。
- ⑨「⑨事業後の学校全体の二酸化炭素排出量」欄には、本事業完了後の1年間の二酸化炭素排出量を、⑩の算出方法を参考に試算して記入すること。ただし、節水事業であって、本事業による二酸化炭素排出量削減効果を算出できない場合は、「⑧」と同じ数値を記入すること。
 - ⑩「⑩学校全体の排出二酸化炭素削減量」欄には、「⑧」と「⑨」の差が示される。
 - ⑪「施設の現在の利用状況」欄には、当該施設が現在どのように利用されているかについて、具体的かつ簡潔に記入すること。

2) 令和元年度エコキャンパス推進事業計画調書【様式5-2】作成要領

様式5-2には、按分や補助対象外による経費についても記入することとし、見積金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税などについては、適宜按分し、分かりやすく記入することとする。様式の欄が不足する場合は、適宜別紙（様式任意）に記入すること。

3) 令和元年度エコキャンパス推進事業計画調書【様式5-3】作成要領

・新エネルギーの活用

- ①「導入する新エネルギーシステムの種類」欄には、申請するシステムを選択すること。（複数選択可）

- ②「学校全体の年間電気使用量」欄には、大学における1年間の電気使用量を記入すること。
- ③「設置場所」欄には、①で選択したシステムの設置場所を記入すること。（複数ある場合は列挙）
- ④「新エネルギー発電容量」及び「新エネルギー年間発電量」欄については、①において複数選択した場合には合算の上、記入すること。
- ⑤「バイオマス発電の燃料」欄には、導入するバイオマス発電システムで使用する燃料を記入すること。
- ⑥「その他のシステムの概要等」欄には、①において「その他の新エネルギーを利用した発電」を選択した場合、そのシステムの概要を具体的に記入すること。
 - ・建築工事
- ⑦「建築工事の種類」欄は、申請する工事を選択すること。（複数選択可）
- ⑧「工事施設」欄には、⑦で選択した工事の施工施設を記入すること。（複数ある場合は列挙）
- ⑨「設置効果等」欄には、⑦で選択した工事を施工することによる環境負荷低減効果について、具体的に記載すること。
 - ・建物緑化工事
- ⑩「工事施設」欄には、工事の施工施設を記入すること。（複数ある場合は列挙）
- ⑪「緑化面積」欄には、申請する建物緑化工事において施工する面積を記入すること。
- ⑫「概要及び効果」欄には、申請する建物緑化工事の概要（屋上緑化、壁面緑化、バルコニー緑化等）とその効果について具体的に記載すること。
 - ・設備工事
- ⑬「設備工事の種類」欄は、申請する工事を選択すること。（複数選択可）
- ⑭「設置施設」欄は、⑬で選択した設備工事を行う施設を記入すること。（複数ある場合は列挙）
- ⑮「利用目的」欄は、⑬で選択した設備工事の利用目的（自動水栓、自動洗浄等）について具体的に記載すること。
- ⑯「設置効果等」欄は、⑬で選択した設備工事の効果等について具体的に記載すること。
- ⑰「年間使用水量」欄には、大学における1年間の使用水量を記入すること。
- ⑱「設備工事後の年間使用水量」欄には、⑬で選択した設備工事完了後の大学における1年間の使用水量を記入すること。

4) 令和元年度エコキャンパス推進事業計画調書【様式5-4】作成要領

- ①「低炭素化社会実現に向けての取組内容」欄は、大学での取組内容について、申請内容との関連性を明確にした上で、具体的に記載すること。
- ②「年次計画」欄は、①の取組が複数年度にわたる年次計画に基づいて実行されている場合に、年次計画の内容について具体的に記載すること。

エコキャンパス推進事業の審査方針等について

審査方針について

- ① 審査は、「理工学系」の分野に所属する委員が行うものとする。
- ② 審査は、書類審査とする。
- ③ 審査は、原則、計画調書 1件につき3名の委員が行うものとする。また補助対象事業区分ごとに以下⑤に掲げる基準に従い評価する。
- ④ 審査の方法は、計画調書ごとに以下の項目について評価（項目別評価）を行うとともに、さらに項目別評価の結果等を踏まえ、総合的な評価（総合評価）を行うものとする。

【効果性】

当該補助事業の必要性が高く、施設の改修等を実施することにより、省エネルギー効果等が期待できるものであること。

【利用状況】

法人の策定した取組計画と申請内容との関連性が明確であること。

- ⑤ 項目別評価は4点、3点、2点、1点、0点の5段階評価（表1を参照）、総合評価はA、B、C、D、Eの5段階評価（表2を参照）を行う。総合評価の目安として、表2に「効果性」「利用状況」の項目別評価の合計点の配分を示しているが、総合評価において必ずしもこの配分によることはない。また、総合評価におけるA、B及びC評価は、各委員の担当事業ごとに6割程度（A、B、Cの割合は問わない）とする。（審査対象が少数の場合や項目別評価については制限を設けない。）

評価にあたり、付記すべきことがある場合は、評価表の「備考」欄に記載すること。

(表1) 項目別評価

評価 (点)	効果性	利用状況	管理体制
	【評価のポイント】 当該補助事業の必要性が高く、施設の改修等を実施することにより、省エネルギー効果等が期待できるか。	【評価のポイント】 法人の策定した利用計画や取組内容（以下「利用計画等」という。）と申請内容との関連性が明確であるか。	【評価のポイント】 本事業により整備する施設等の適切な維持・管理体制が構築されているか
4	効果が大いに期待できる	利用計画等と申請内容に明確な関連性がある	事務局等を含めた組織的な管理体制が構築されている
3	効果が期待できる	利用計画等と申請内容に関連性がある	組織的な管理体制が構築されている
2	一定程度の効果が期待できる	一定程度関連している	—
1	効果は低い	取組にあたり検討の余地がある	組織的な管理体制が構築されていない
0	計画調書等に評価するための具体的な記載がなされていない		

(表2) 総合評価

評価	総合評価	項目別評価の合計点（目安）
A	優先的に採択すべき	11～12点
B	採択すべき	9～10点
C	どちらかといえば採択すべき	7～8点
D	採択の優先順位は低い	4～6点
E	採択の優先順位は極めて低い	0～3点

6割程度

(A, B, Cの割合は問わない)

⑥ 項目別評価にあたっては、主に以下の表に掲げる計画調書の記載箇所を参照すること。

●エコキャンパス推進事業

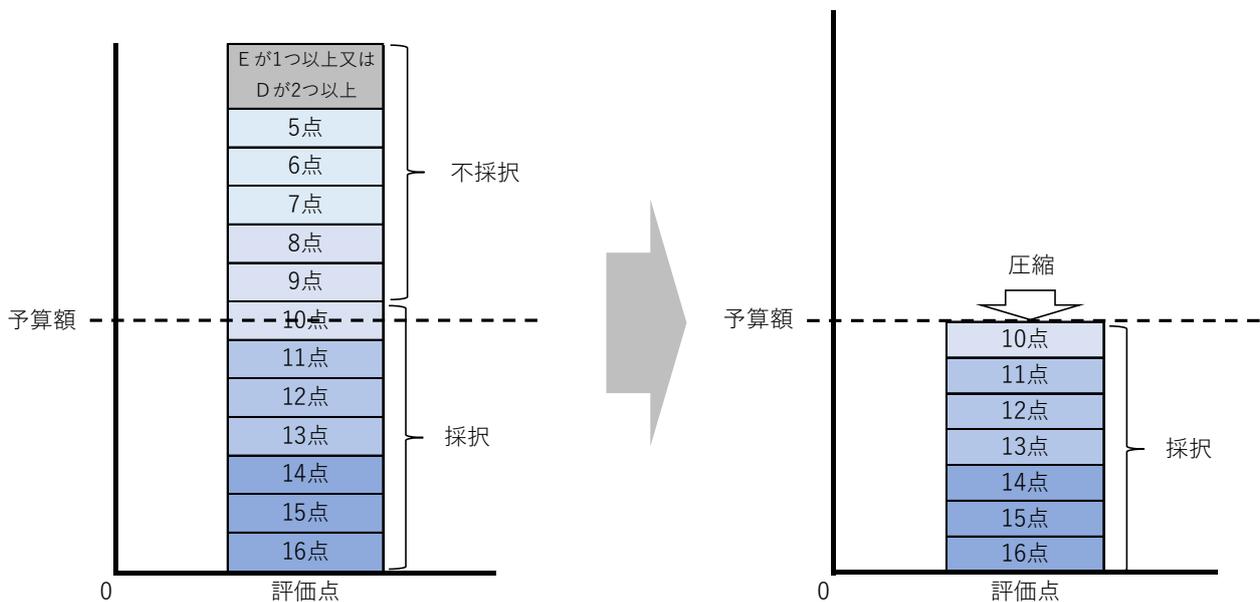
		記載箇所
評価項目	効果性	【様式5-3】 ・ 建築工事 「設置効果等」 ・ 建物緑化工事 「概要及び効果」 ・ 設備工事 「設置効果等」
	利用状況	【様式5-4】 「本事業を整備することによる低炭素化社会実現に向けての取組内容」
	管理体制	【様式5-4】 「本事業により整備する施設等の適正な維持・管理及び有効な利用に関する管理運営の組織」

⑦ 選定委員による審査の結果、3名の委員の総合評価（A，B，C，D，E）をもとに、以下に示すように。優先順位付けを行い予算の範囲内になるよう国庫補助額の圧縮（図）を行う。

■優先順位付け・採択対象事業選定の考え方

- ・ 3名の委員の総合評価を点数化（A：4点、B：3点、C：2点、D：1点、E：0点）し、当該点数の合計値を事業の評価点とする。
- ・ 事業の評価点が高いものから、優先的に採択するものとする。
- ・ なお、1名以上の委員からEの総合評価を付された事業及び2名以上の委員からDの総合評価を付された事業については、採択事業の対象外とする。

（図：採択対象事業の国庫補助額の圧縮のイメージ）



令和元年度 防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書(総括表)

法人番号		学校法人名				
調書作成担当者 所属・職・氏名					電話番号	
種 別	学 校 名	事 業 名	申 請		備 考	
			補助対象 事業経費 (円)	補助 希望額 (円)		
合			計	0	0	

※耐震改築事業については、本総括表には記載しないこと

採 択 理 由 書

法人番号		法人名			
事業名					
採択業者区分					
採 択 業 者	会社名:		入札金額:		円
不採択業者1	会社名:		入札金額:		円
不採択業者2	会社名:		入札金額:		円
不採択業者3	会社名:		入札金額:		円
不採択業者4	会社名:		入札金額:		円
不採択業者5	会社名:		入札金額:		円
(業者採択理由)					
(業者選定後に金額が変更した理由)					
変更前金額: 円 変更後金額: 円 差額: 0 円					

令和 元 年度 防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿

令和 年 月 日現在

学校法人名				法人番号	
所在地	〒				
理事長名					
学校名					
所在地	〒				
補助金事務 責任者	役職等名	氏名		電話番号等	
		ふりがな		TEL ()	
				FAX () E-mail	
補助金事務 担当者名	所属部課等名	役職等名	氏名		電話番号等
			ふりがな		TEL ()
					FAX () E-mail
			ふりがな		TEL ()
					FAX () E-mail
			ふりがな		TEL ()
					FAX () E-mail
			ふりがな		TEL ()
				FAX () E-mail	
備考	出先機関名： 所在地： 連絡者名： 電話番号： F A X 番号： E-mail :				

令和元年度 学校施設耐震改修工事等計画調査

法人番号		法人名			
学校番号		学校名			
使用学部等名					
事業名					
対象施設名称					
管理責任者	所属		職名		氏名
建築年月日	(↓リストから選択)	年	月	日	構造 (↓リストから選択) 事前着手承認申請 (↓リストから選択)

(予定)着手日(※)	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 内定日以降着手	※着手日とは、当該補助事業に係る契約の締結日を指す。
(予定)竣工日	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 竣工日未定	

耐震診断結果	Is値		q値		CtuSd値		※補助条件を満たさない場合、補強を必要とする理由	
	改修前							
	改修後							
	診断実施時期	平成	年	月	日			

① 総事業経費 (③ + ⑮ + ⑰)	0円	② 補助対象施設面積	m ²
③ 総工事費 (⑤ + ⑦ + ⑨ + ⑪)	0円	④ ③のうち補助対象工事費 (⑥ + ⑧ + ⑩ + ⑫)	0円
⑤ 耐震改修工事に係る工事費	円	⑥ ⑤のうち補助対象工事費	円
⑦ 非構造部材の耐震対策に係る工事費	円	⑧ ⑦のうち補助対象工事費	円
⑨ 防災機能強化に係る工事費	円	⑩ ⑨のうち補助対象工事費	円
⑪ エコキャンパスの推進に係る工事費	-	⑫ ⑪のうち補助対象工事費	-
⑬ 補助対象上限工事費	0円	⑭ 補助金算定上の工事費	0円
⑮ 耐震診断費等	円	⑯ 補助対象耐震診断費等	円
⑰ 実施設計費	円	⑱ 補助対象実施設計費	円
⑲ 補助対象事業経費 (⑭ + ⑯ + ⑱)	0円	⑳ 補助希望額 (⑲ × 1/2 以内)	円

非構造部材の耐震対策	<input type="checkbox"/> 有り	
施設の現在の利用状況		

分割耐震化工事	<input type="checkbox"/> 有り	年計画の	年目
避難所利用の有無	<input type="checkbox"/> 有り	区分	

法人番号		法人名		事業名			
工 事 費 ・ 実 施 設 計 費 ・ 耐 震 診 断 費 等 の 内 訳							
工 事 費	(施補 設 ご 助 と に 対 記 入 象)	工 事 区 分		内 容		数量	金額(円)
	④ 補 助 対 象 工 事 費						0
	補 助 対 象 外	工 事 区 分		内 容		数量	金額(円)
補 助 対 象 外 工 事 費						0	
③ 本 事 業 に 係 る 総 工 事 費						0	
耐 震 診 断 費 等	(施補 設 ご 助 と に 対 記 入 象)	内 容				金額(円)	
	⑯ 補 助 対 象 耐 震 診 断 費 等						0
	補 助 対 象 外	内 容				金額(円)	
補 助 対 象 外 耐 震 診 断 費 等						0	
⑮ 耐 震 診 断 費 等						0	
実 施 設 計 費	(施補 設 ご 助 と に 対 記 入 象)	内 容				金額(円)	
	⑱ 補 助 対 象 実 施 設 計 費						0
	補 助 対 象 外	内 容				金額(円)	
補 助 対 象 外 実 施 設 計 費						0	
⑰ 実 施 設 計 費						0	
① 総 事 業 経 費						0	

耐震診断概要書

法人番号		法人名		事業名						
1 調査建物	建物名称			診断実施時期		診断者	会社名、職名		氏名	
	構造・階数		建築面積	延べ面積		診断対象面積		建築年		
			m ²			m ²		昭和	年	
2 耐震診断結果	診断次数	適用耐震診断基準								
	次	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な指針(国土交通省告示第184号)								
		2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準((財)日本建築防災協会)								
		既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(案)((財)日本建築防災協会)								
		その他 []								
	コンピュータソフト名				コンピュータソフト作成者名					
	最低のIs値・q値・CtuSd値		各階の耐震性能							
		方向	X方向				Y方向			
Is値	階数									
	Is値									
q値	q値									
CtuSd値	CtuSd値									
診断者の所見										
3 補強計画	補強後の最低のIs・方向・階等									
	Is値		方向		階		q値		CtuSd値	
	補強概要	RC壁増設		箇所数						
		ブレース増設		箇所数						
		柱補強		箇所数						
		耐震スリット		箇所数						
		基礎増設		箇所数						
		荷重軽減		軽減箇所						
その他										

提出書類チェック表

法人番号	法人名			
事業名				
提出書類			今回提出する書類には丸印を記入	備考
①	令和元年度 防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書総括表(様式1)			
②	令和元年度 学校施設耐震改修工事等計画調書(様式2-1、2-2、2-3)			
③	提出書類チェック表(様式2-4)			
④	採択理由書(様式6)			
⑤	工事予定建物の配置図、平面図(様式自由)			
⑥	工事費、実施設計費及び耐震診断費等に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し(3社以上)			
⑦	避難所としての活用に係る説明書(様式自由、該当する場合のみ)			
⑧	その他参考となるもの ※「非構造部材の単体整備」については、必ず「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」に沿った点検結果等、申請する耐震対策が必要であることを示す資料を添付すること。			
⑨	令和元年度 防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿			
⑩	改修前、改修後のIs値等(q値、CtuSd値、Iw値)の根拠資料。(耐震診断結果の報告書の写しや補強計画の概要書類等)			

平成31年度私立大学等経常費補助金に申請するものと同一の番号を使用のこと

校施設耐震改修工事等 計画調書

法人番号	999999	法人名	文部科学学園									
学校番号	999999A01	学校名	文部科学学園大学									
使用学部等名	◇◇学科											
事業名	文部科学学園大学××地区3号館耐震補修											
対象施設名称	大学3号館											
管理責任者	所属	施設部管理課	職名	課長	氏名	文科 太郎						
建築年月日	昭和	56	年	3	月	12	日	構造	RC	事前着手承認申請	申請済	
(予定)着手日(※)	令和	元	年	9	月	10	日	<input type="checkbox"/> 内定日以降着手 <input type="checkbox"/> 竣工日未定				
(予定)竣工日	着手日は、工事の着工日ではなく、工事契約等の締結日を記載すること。着手日が明確に決定していない場合、見込まれる最も早い着手時期を記載する。							着手日は、工事の着工日ではなく、工事契約等の締結日を記載すること。着手日が明確に決定していない場合、見込まれる最も早い着手時期を記載する。				
耐震診断結果	Is値	0.27		q値	-		CtuSd値	0.34		※補助条件を満たさない場合、補強を必要とする理由		
	改修前	0.27		q値	-		CtuSd値	0.34		測定された数値のうち、最も低い値を記入		
	改修後	0.70		q値	-		CtuSd値	0.60		申請した事業に係る面積		
	診断実施時期	平成	29	年	7	月	1	日	③総工事費のうち、補助対象となる部分の工事費			
① 総事業経費 (③+⑮+⑰)	①=③+⑮+⑰ (自動計算)		267,000,000		円	② 補助対象施設面積	1,200		m ²			
③ 総工事費 (⑤+⑦+⑨+⑪)	当該事業の総工事費		210,000,000		円	④ ③のうち補助対象工事費 (⑥+⑧+⑩+⑫)	165,000,001		円			
⑤ 耐震改修工事に係る工事費	200,000,000		円	⑥ ③のうち補助対象工事費	150,000,000		円					
⑦ 非構造部材の耐震対策に係る工事費	10,000,000		円	⑧ ⑦のうち補助対象工事費	7,500,000		円					
⑨ 防災機能強化に係る工事費			円	⑩ ⑨のうち補助対象工事費	7,500,001		円					
⑪ エコキャンパスの推進に係る工事費	-			⑫ ⑪のうち補助対象工事費	-							
⑬ 補助対象上限工事費	②×196,100円		235,320,000		円	⑭ 補助金算定上の工事費	165,000,001		円			
⑮ 耐震診断費等	当該事業の耐震診断費等の合計		50,000,000		円	⑯ 補助対象耐震診断費	37,500,000		円	補助対象となる部分の耐震診断費等及び実施設計費		
⑰ 実施設計費	当該事業の総実施設計費		7,000,000		円	⑱ 補助対象実施設計費	5,250,000		円			
⑲ 補助対象事業経費	207,750,001		円	⑳ 補助希望額 (⑲×1/2以内)	103,875,000		円					
非構造部材の耐震対策	<input type="checkbox"/> 有り		⑲=⑬+⑯+⑱(自動計算)									
施設の現在の利用状況	1階、2階：大学・短大共用の大講義室及び情報教育用のコンピュータ室 3階：大学用の講義室及び研究室 1階には事務室もあり、本施設は、教職員・学生によって通年利用されている。 (ア)、(イ)①、(イ)②のうち該当するものを選択。 (イ)②の場合は避難所利用可能な施設面積を記入。							⑲補助対象事業経費の2分の1以内で補助を希望する額(千円未満切り捨て) 複数年度に渡る大規模工事を実施する場合、「有り」をチェックの上、全体期間及び何年目の工事が記載する。				
分割耐震化工事	<input type="checkbox"/> 有り		年計画の		年目							
避難所利用の有無	<input type="checkbox"/> 有り		区分				m ²					

法人番号	999999	法人名	文部科学学園	事業名	文部科学学園大学××地区3号館耐震補強等事業
工事費・実施設計費・耐震診断費等の内訳					
工事費	(施設ご助とに記入)	工事区分	内 容	数量	金額(円)
		耐震補強壁の設置	コンクリート壁	3	20,000,000
			鉄骨フレース	10	20,000,000
		内装			50,000,000
		設備関係の改造	空調・照明設備	1	20,000,000
		その他	足場・養生等	1	30,000,000
		非構造部材の耐震対策	天井材の補強	1	4,500,000
			照明器具の落下防止	1	3,000,000
		避難経路の確保	外階段の設置工事	1	16,000,000
	建築工事	断熱強化工事	1	12,500,000	
④ 補助対象工事費					186,000,000
費 対 象 外		工事区分	内 容	数量	金額(円)
	耐震補強壁の設置	短期大学分を按分			16,666,667
	内装	"			16,666,667
	設備関係の改造	"			6,666,667
	その他	"			10,000,000
	非構造部材の耐震対策	"			2,500,000
	太陽光発電設置及び断熱強化工事	"			7,500,000
補助対象外 工事費					60,000,000
③ 本事業に係る総工事費					246,000,000
耐 震 診 断 費	(施設ご助とに記入)	内 容			金額(円)
		耐震診断 (大学分)			37,300,000
		耐震点検費用 (大学分)			200,000
	⑯ 補助対象耐震診断費等				37,500,000
	補助対象外	内 容			金額(円)
耐震診断 (短期大学分)				12,400,000	
耐震点検費用 (短期大学分)				100,000	
補助対象外 耐震診断費等				12,500,000	
⑮ 耐震診断費等				50,000,000	
実 施 設 計 費	(施設ご助とに記入)	内 容			金額(円)
		設計図書作成 (大学分)			5,250,000
	⑱ 補助対象実施設計費				5,250,000
	補助対象外	内 容			金額(円)
		設計図書作成 (短期大学分)			1,750,000
補助対象外 実施設計費				1,750,000	
⑰ 実施設計費				7,000,000	
① 総事業経費					303,000,000

様式2-1の「④補助対象工事費」と一致させる

補助対象表(別表1~2)の工事区分・工事の種類に倣って記入

様式2-1の「③総工事費」と一致させる

補助対象とならない経費(大学・短期大学等で按分した場合も含む)を記入

様式2-1の「⑯補助対象耐震診断費等」と一致させる

様式2-1の「⑮耐震診断費等」と一致させる

補助対象とならない経費(大学・短期大学等で按分した場合も含む)を記入

様式2-1の「⑱補助対象実施設計費」と一致させる

様式2-1の「⑰実施設計費」と一致させる

様式2-1の「①総事業経費」と一致させる

耐震診断概要書

法人番号	999999	法人名	文部学園	事業名	文部科学学園大学××地区3号館耐震補強等事業											
1 調査建物	建物名称			診断実施時期		診断者	会社名、職名		氏名							
	○○○○3号館			平成26年7月			〇〇設計事務所 1級建築士	私学 太郎								
	構造・階数	建築面積	延べ面積	診断対象面積		建築年										
R6-1	1.450 m ²	9.590 m ²	9.590 m ²		昭和	56		年								
診断次数	適用耐震診断基準															
2 次	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な指針(国土交通省告示第184号)															
	○ 2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準((財)日本建築防災協会)															
	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(案)((財)日本建築防災協会)															
	その他 耐震診断に用いたソフト名を記載															
2 耐震診断結果	コンピュータソフト名				コンピュータソフト作成者名											
	DOC-RC/SRC (Ver. 3.0)				株式会社 ○〇システム											
最低のIs値・q値・CtuSd値	各階の耐震性能															
	方向	X方向						Y方向								
	階数	B1	1	2	3	4	5	6	B1	1	2	3	4	5	6	
	Is値	0.27	0.35	0.33	0.32	0.29	0.27	0.40	0.79	0.45	0.52	0.59	0.64	0.75	0.97	1.53
	q値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
CtuSd値	0.34	0.45	0.42	0.41	0.38	0.34	0.52	0.62	0.47	0.53	0.51	0.55	0.78	1.00	1.58	
診断者の所見	<p>X方向については、主耐力要素である外壁面の柱がすべて極脆性柱である。このため、耐震指標値は、○○で満足していない。</p> <p>Y方向については、連層耐震壁が設置されており、比較的高い強度を有しているが、○○○で耐震性能を有していない。</p>															
3 補強計画	補強後の最低のIs・方向・階等															
	Is値	0.7	方向	X	階	4	q値	-	CtuSd値	0.6						
	補強概要	RC壁増設		箇所数	4箇所											
		ベース増設		箇所数	34箇所											
		柱補強		箇所数	4箇所											
		耐震スリット		箇所数	23箇所											
		基礎増設		箇所数												
荷重軽減		軽減箇所	屋上防水改修(押さえコンクリートの撤去)、高架水槽の地上化													
その他																

令和元年度 バリアフリー化工事計画調書

法人番号		法人名			
学校番号		学校名			
使用学部等名					
事業名					
対象施設名称					
管理責任者	所属		職名		氏名
建築年月日	平成	年	月	日	事前着手承認申請
(予定)着工日	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 着工日未定 <input type="checkbox"/> 内定日以降着工
(予定)竣工日	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 竣工日未定
改修施設の 種類	<input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> 廊下等 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 敷地内の道路				
	その他				
改修工事の内容 及び 改修工事により 適合することになる 建築物移動等円滑化 基準の条項					
① 総事業経費 (② + ④)	0円				
② バリアフリー化工事 に係る総工事費	円	③	②うち補助対象 工事費	円	
④ 実施設計費	円	⑤	補助対象実施設計費	円	
⑥ 補助対象事業経費 (③ + ⑤)	0円	⑦	補助希望額 (⑥ × 1/2 以内)	円	
施設の現在の利用状況					

法人番号		法人名		事業名		
工事費・実施設計費・耐震診断経費の内訳						
工 事 費	(施補 設 ご 助 と に 対 記 入 象)	工 事 区 分	内 容	数量	金額(円)	
	③ 補助対象工事費					0
	補 助 対 象 外	工 事 区 分	内 容	数量	金額(円)	
補助対象外 工事費					0	
② バリアフリー化工事に係る総工事費					0	
実 施 設 計 費	(施補 設 ご 助 と に 対 記 入 象)	内 容	金額(円)			
	⑤ 補助対象実施設計費			0		
	補 助 対 象 外	内 容	金額(円)			
補助対象外 実施設計費			0			
④ 実施設計費			0			
① 総事業経費			0			

按分方法	(按分により補助対象外経費を算出した場合の算出方法)
------	----------------------------

提出書類チェック表

法人番号		法人名		
事業名				
提出書類			今回提出する書類には丸印を記入	備考
① 令和元年度 防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書総括表(様式1)				
② 令和元年度 バリアフリー化工事計画調書(様式3-1~3-2)				
③ 提出書類チェック表(様式3-3)				
④ 採択理由書(様式6)				
⑤ 工事予定建物の配置図、平面図(様式自由)				
⑥ 工事費、実施設計費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し(3社以上)				
⑦ その他参考となるもの				
⑧ 令和元年度 防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿				

平成31年度私立大学等経常費補助金に申請するものと同一の番号を使用のこと

バリアフリー化工事 計画調書

法人番号	999999	法人名	文部科学学園						
学校番号	999999A01	学校名	文部科学学園大学						
使用学部等名	〇〇学部								
事業名	講義棟バリアフリー化事業(大学)								
対象施設名称	1号館・3号館								
管理責任者	所属	施設部	職名	部長	氏名	文科 太郎			
建築年月日	昭和	56	年	3	月	21	日	事前着手承認申請	申請済
(予定)着工日	令和	元	年	9	月	10	日	<input type="checkbox"/> 着工日未定	<input type="checkbox"/> 内定日以降着工
(予定)竣工日	令和	2	年	3	月	20	日	<input type="checkbox"/> 竣工日未定	
改修施設の 種類	<input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> 廊下等 <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> 昇降機 <input checked="" type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 敷地内の道路								
改修工事の内容 及び 改修工事により 適合することになる 建築物移動等円滑化 基準の条項	その他								
① 総事業経費 (②+④)	①=②+④ (自動計算) 4,100,000 円			②総工事費のうち、補助対象となる部分の工事費					
② バリアフリー工事に 係る総工事費	当該事業の 総工事費 4,000,000 円			③ ②のうち補助対象 工事費	3,000,000 円				
④ 実施設計費	100,000 円			⑤ 補助対象実施設計費	75,000 円				
⑥ 補助対象事業経費 (③+⑤)	3,075,000 円			⑦ 補助希望額 (⑥×1/2以内)	1,537,000 円				
施設の現在の利用状況	⑥=③+⑤(自動計算)								
	⑦補助対象事業経費の2分の1以内で補								

現段階では未定等の場合、該当する項目を選択

該当する施設を選択(複数選択可)その他の場合は具体的に記入

④のうち補助対象となる部分の実設計費

法人番号	999999	法人名	文部科学学園	事業名	講義棟バリアフリー化事業(大学)	
工事費・実施設計費・耐震診断経費の内訳						
工 事 費	(施補設ご助 と に 対 記 入 象)	工 事 区 分	内 容	数 量	金 額(円)	
		エレベータ設置	エレベータ 11人乗り	1	2,000,000	
			シャフト	1	100,000	
		トイレ改造	便器	1	400,000	
			廃棄物処理費	1	500,000	
	③ 補助対象工事費					3,000,000
	費 対 象 外	工 事 区 分	内 容	数 量	金 額(円)	
		1号館バリアフリー工事 (短期大学分)	総工事費×1/4 (按分方法は別紙) 4,000,000×1/4	1	1,000,000	
		補助対象とならない経費(大学・短期大学等で按分した場合も含む)を記入				
		様式3-1の「②バリアフリー工事に係る総工事費」と一致させる				
補助対象外 工事費				1,000,000		
② バリアフリー化工事に係る総工事費					4,000,000	
実 施 設 計 費	(施補設ご助 と に 対 記 入 象)	内 容	金額(円)			
		1号館バリアフリー工事設計業務(大学分) (現地調査、設計図書作成等)	75,000			
		様式3-1の「⑤補助対象実施設計費」と一致させる				
		⑤ 補助対象実施設計費				75,000
		費 対 象 外	内 容	金額(円)		
	1号館バリアフリー工事設計業務(短期大学分) (現地調査、設計図書作成等)		25,000			
	様式3-1の「④実施設計費」と一致させる					
	補助対象とならない経費(大学・短期大学等で按分した場合も含む)を記入					
	様式3-1の「①総事業経費」と一致させる					
	補助対象外 実施設計費				25,000	
④ 実施設計費				100,000		
① 総事業経費					4,100,000	

按分方法	(按分により補助対象外経費を算出した場合の算出方法)
------	----------------------------

令和元年度 アスベスト対策工事 計画調書

法人番号		法人名			
学校番号		学校名			
使用学部等名					
事業名					
対象施設名称					
管理責任者	所属		職名		氏名
建築年月日		年	月	日	事前着手承認番号
(予定)着手日※	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 着工日未定 <input type="checkbox"/> 内定日以降着工
(予定)竣工日	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 竣工日未定
※着手日とは、当該補助事業に係る契約の締結日を指す。					
① 総事業経費 (② + ④ + ⑥)	0 円				
② アスベスト対策工事に係る総工事費	円	③	②のうち補助対象工事費	円	
④ 実施設計費	円	⑤	補助対象実施設計費	円	
⑥ 調査分析費	円	⑦	補助対象調査分析費	円	
⑧ 補助対象事業経費 (③ + ⑤ + ⑦)	0 円	⑨	補助希望額 (⑧ × 1/2 以内)	円	
施設の現在の利用状況					

法人番号	法人名	事業名				
工事費・実施設計費・調査分析費の内訳						
工 事 費	(補 設 ご と に 対 記 入 象)	工 事 区 分	内 容	数 量	金 額 (円)	
	③ 補助対象工事費					0
	補 助 対 象 外					
		補助対象外 工事費				
② アスベスト対策工事に係る総工事費					0	
実 施 設 計 費	(補 設 ご と に 対 記 入 象)	内 容			金 額 (円)	
	⑤ 補助対象実施設計費					0
	補 助 対 象 外					
補助対象外 実施設計費					0	
④ 実施設計費					0	
調 査 分 析 費	(補 設 ご と に 対 記 入 象)	内 容			金 額 (円)	
	⑦ 補助対象調査分析費					0
補 助 対 象 外						
	補助対象外 調査分析費					0
⑥ 調査分析費					0	
① 総事業経費					0	

提出書類チェック表

法人番号		法人名	
事業名			
提出書類		今回提出する書類には丸印を記入	備考
① 令和元年度 防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書総括表(様式1)			
② 令和元年度 アスベスト対策工事計画調書(様式4-1~4-2)			
③ 提出書類チェック表(様式4-3)			
④ 採択理由書(様式6)			
⑤ 工事予定建物の配置図、平面図(様式自由)			
⑥ 工事費、実施設計費、耐震診断経費及び調査分析費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し(3社以上)			
⑦ 分析結果報告書の写し(補助対象建材であることが確認できる書類)			
⑧ その他参考となるもの			
⑨ 令和元年度 防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿			

平成31年度学校法人番号一覧により記入
(平成31年度私立大学等経常費補助金に申請するものと同一の番号を使用のこと)

アスベスト対策工事 計画調書

法人番号	999999	法人名	文部科学学園
学校番号	999999A01	学校名	文部科学学園大学
使用学部等名	▲▲学部		
事業名	文部科学学園 アスベスト対策工事(大学分)		現段階では未定等の場合、該当する項目を選択
対象施設名称	学生食堂棟		
管理責任者	氏名	職名	部長
建築士	氏名	事前着手承認番号	P99999
着工日	令和 元 年 9 月 1 日	<input type="checkbox"/> 着工日未定 <input type="checkbox"/> 内定日以降着工	
竣工日	令和 元 年 3 月 25 日	<input type="checkbox"/> 竣工日未定	
① 総事業経費 (②+④+⑥)	①=②+④+⑥ 11,600,000 円		②総工事費のうち、補助対象となる部分の工事費
② アスベスト対策工事に係る総工事費	当該事業の 10,000,000 円	③ ②のうち補助対象工事費	5,000,000 円
④ 実施設計費	当該事業の 600,000 円	⑤ 補助対象実施設計費	300,000 円
⑥ 調査分析費	当該事業の 1,000,000 円	⑦ 補助対象調査分析費	500,000 円
⑧ 補助対象事業経費 (③+⑤+⑦)	5,800,000 円	⑨ 補助希望額 (⑧×1/2以内)	2,765,000 円
施設の現在の利用状況	⑧=③+⑤+⑦(自動計算)		⑧補助対象事業経費の2分の1以内で補助を希望する額(千円未満切り捨て)

着手日は、工事の着工日ではなく、工事契約等の締結日を記載すること。

現段階では未定等の場合、該当する項目を選択

事前着手の承認を受けている場合は、その承認番号を記入する。(承認を受けていない場合は未記入)

②総工事費のうち、補助対象となる部分の工事費

補助対象となる分の実施設計及び調査分析

⑧=③+⑤+⑦(自動計算)

⑧補助対象事業経費の2分の1以内で補助を希望する額(千円未満切り捨て)

法人番号	999999	法人名	文部科学学園	事業名	文部科学学園 アスベスト対策工事(大学分)		
工事費・実施設計費・調査分析費の内訳							
工 事 費	(施 補 設 ご と に 対 記 入 象)	工 事 区 分	内 容	数量	金額(円)		
		石綿除去	石綿除去	1	2,700,000		
		内装工事	天井	1	300,000		
		その他	仮囲い・養生	1	2,000,000		
	③ 補助対象工事費					5,000,000	
	補 助 対 象 外	石綿除去(短期大学分)	石綿除去	1	2,700,000		
		内装工事(短期大学分)	天井	1	300,000		
		その他(短期大学分)	仮囲い・養生	1	2,000,000		
		補助対象外 工事費					5,000,000
	② アスベスト対策工事に係る総工事費					10,000,000	
実 施 設 計 費	(施 補 設 ご と に 対 記 入 象)	内 容			金額(円)		
		設計図書作成			300,000		
		⑤ 補助対象実施設計費					300,000
	補 助 対 象 外	設計図書作成(短期大学分)			300,000		
		補助対象外 実施設計費					300,000
		④ 実施設計費					600,000
調 査 分 析 費	(施 補 設 ご と に 対 記 入 象)	内 容			金額(円)		
		アスベスト調査			500,000		
		⑦ 補助対象調査分析費					500,000
	補 助 対 象 外	アスベスト調査(短期大学分)			500,000		
		補助対象外 調査分析費					500,000
		⑥ 調査分析費					1,000,000
① 総事業経費					11,600,000		

様式4-1の「③補助対象工事費」と一致させる

V 5「補助対象事業」1)~7)の区分に倣って記入

補助対象とならない経費(大学・短期大学等で按分した場合も含む)を記入

様式4-1の「②アスベスト対策工事に係る総工事費」と一致させる

様式4-1の「⑤補助対象実施設計費」と一致させる

補助対象とならない経費(大学・短期大学等で按分した場合も含む)を記入

様式4-1の「④実施設計費」と一致させる

様式4-1の「⑦補助対象調査分析費」と一致させる

様式4-1の「⑥調査分析費」と一致させる

補助対象とならない経費(大学・短期大学等で按分した場合も含む)を記入

様式4-1の「①総事業経費」と一致させる

令和元年度 エコキャンパス推進事業 計画調書

法人番号		法人名			
学校番号		学校名			
使用学部等名					
事業名					
対象施設名称					
管理責任者	所属		職名		氏名
建築年月日	(↓リストから選択)	年	月	日	
(予定)着工日	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 着工日未定 <input type="checkbox"/> 内定日以降着工
(予定)竣工日	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 竣工日未定
事業の種類	<input type="checkbox"/> 新エネルギーの活用 <input type="checkbox"/> 建築工事 <input type="checkbox"/> 建物緑化工事 <input type="checkbox"/> 設備工事				
	その他				
① 総事業経費 (② + ④)	0 円				
② エコキャンパス推進事業に係る総工事費	円	③	②のうち補助対象工事費	円	
④ 実施設計費	円	⑤	補助対象実施設計費	円	
⑥ 補助対象事業経費 (③ + ⑤)	0 円	⑦	補助希望額 (⑥ × 1/2 以内)	円	
⑧ 学校全体の二酸化炭素排出量		ton-CO2/年	⑩ 学校全体の排出二酸化炭素削減量	0 ton-CO2/年	
⑨ 事業後の学校全体の二酸化炭素排出量		ton-CO2/年			
施設の現在の利用状況					

法人番号		法人名		事業名		
工事費・実施設計費の内訳						
工 事 費	(事業補助 種ごとに 対 記 入 象)	工 事 区 分	内 容	数量	金額(円)	
	③ 補助対象工事費					0
	補 助 対 象 外	工 事 区 分	内 容	数量	金額(円)	
補助対象外 工事費					0	
② エコキャンパス推進事業に係る総工事費					0	
実 施 設 計 費	(事業補助 種ごとに 対 記 入 象)	内 容	金額(円)			
	⑤ 補助対象実施設計費			0		
	補 助 対 象 外	内 容	金額(円)			
補助対象外 実施設計費			0			
④ 実施設計費			0			
① 総事業経費					0	

法人番号		法人名		事業名		
新 エ ネ ル ギ ー の 活 用						
導入する新エネルギーシステムの種類(複数選択可)						
<input type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 風力発電 <input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> バイオマス発電 <input type="checkbox"/> その他の新エネルギーを利用した発電						
学校全体の年間電気使用量		kWh	設置場所			
新エネルギー発電容量		kW	バイオマス発電の燃料			
新エネルギー年間発電量		kWh				
その他のシステムの概要等						
建 物 の 改 造						
建 築 工 事						
建築工種の種類 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 日除け <input type="checkbox"/> 自然採光 <input type="checkbox"/> 高断熱ガラス・二重サッシ <input type="checkbox"/> 断熱強化工事 <input type="checkbox"/> 地域材・間伐材の利用					
工事施設						
設置効果等						
建 物 緑 化 工 事						
工事施設				緑化面積	㎡	
概要及び効果						
設 備 工 事						
設備工種の種類 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 節水器具の導入 <input type="checkbox"/> 中水道設備導入					
設置施設						
利用目的						
設置効果等						
年間使用水量		1	設備工事後の年間使用水量		1	

法人番号		法人名		事業名	
本事業を整備することによる低炭素化社会実現に向けての取組内容 ※利用計画も記載すること					
本事業により整備する施設等の適正な維持・管理及び有効な利用に関する管理運営の組織					

提出書類チェック表

法人番号	法人名		
事業名			
提出書類		今回提出する書類には丸印を記入	備考
① 令和元年度 エコキャンパス推進事業計画調書総括表(様式1)			
② 令和元年度 エコキャンパス推進事業計画調書(様式2-1~2-4)			
③ 令和元年度 提出書類チェック表(様式2-5)			
④ 採択理由書(様式6)			
⑤ 工事予定建物の配置図、平面図(様式自由)			
⑥ 工事費及び実施設計費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し(3社以上)			
⑦ その他参考となるもの			
⑧ 令和元年度 エコキャンパス推進事業事務担当者名簿			

平成31年度学校法人番号一覧により記入
(平成31年度私立大学等経常費補助金に申請)

エコキャンパス推進事業 計画調書

法人番号	999999	法人名	文部科学学園						
学校番号	999999A01	学校名	文部科学学園大学						
使用学部等名	〇〇学部								
事業名	講義棟バリアフリー化事業(大学)								
対象施設名称	1号館・3号館		現段階では未定等の場合、該当する項目を選択						
管理責任者	所属	施設部	名	部長	氏名	文科 太郎			
建築年月日	昭和	57	年	5	月	3	日		
(予定)着工日	令和	元	年	9	月	20	日	<input type="checkbox"/> 着工日未定 <input type="checkbox"/> 内定日以降着工	
該当する事業を選択(複数選択可)その他の場合は具体的に記入	令和	2	年	3	月	28	日	<input type="checkbox"/> 竣工日未定	
	<input type="checkbox"/> 新エネルギーの活用 <input type="checkbox"/> 建築工事 <input type="checkbox"/> 建物緑化工事 <input type="checkbox"/> 設備工事								
事業の種類	その他								
① 総事業経費(②+④)	①=②+④(自動計算)		11,000,000		円		補助対象となる部分の実施設費	②総工事費のうち、補助対象となる部分の工事費	
② エコキャンパス推進事業に係る総工事費	当該事業の総工事費		10,000,000		円		③ 補助対象工事費	8,000,000	
④ 実施設計費			1,000,000		円		⑤ 補助対象実施設計費	800,000	
⑥ 補助対象事業経費(③+⑤)			8,800,000		円		⑦ 補助希望額(⑥×1/2以内)	4,400,000	
⑧ 学校全体の二酸化炭素排出量	10,000		ton-CO2/年				⑩ 学校全体の排出二酸化炭素削減量	⑩=⑧-⑨(自動計算) 1,000 ton-CO2/年	
⑨ 事業後の学校全体の二酸化炭素排出量	9,000		ton-CO2/年						
施設の現在の利用状況	⑥=③+⑤(自動計算)							⑥補助対象事業経費の2分の1以内で補助を希望する額(千円未満切り捨て)	

令和元年度私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費
(防災機能等強化緊急特別推進事業(学校施設耐震改築工事))の申請について

I 計画調書作成要領

1. 申請の単位

原則、学校法人が設置する大学、短期大学、高等専門学校を単位とし、補助対象事業ごとに申請を行うものとする。なお、以下に掲げる場合については、一括して申請を行うこととする。

- ・同じ学校法人の異なる学校(例えば大学と短期大学など)が共用している既存建物の改築
- ・1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合
- ・対象となる複数棟の既存建物を1棟に合築して整備する場合

2. 提出書類

※提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができないので留意すること。

- ① 様式1 申請一覧
- ② 様式2-1 計画調書
- ③ 様式2-2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳
- ④ 様式2-3 建物工事費調書
- ⑤ 様式2-4 採択理由書
- ⑥ 耐震診断報告書等の写し(耐震改築工事前のI_s値が分かる部分のみ)
- ⑦ 耐震診断についての公的機関等の確認結果
- ⑧ 補強で対応することが困難な理由書(様式自由、該当する場合のみ)
- ⑨ 補強計画の写し及び補強計画についての公的機関等の確認結果(該当する場合のみ)
- ⑩ コンクリート強度の平均値を算出した資料
- ⑪ コンクリートコア試験報告書
- ⑫ 工事、実施設計及び耐震診断に係る入札の内容が分かる書類及び見積書の写し
- ⑬ 経費按分に関する資料(様式事由 該当する場合のみ)
- ⑭ 工程管理表(様式自由)
- ⑮ 配置図(様式自由)
- ⑯ 既存建物の図面等(様式自由)
- ⑰ 工事予定施設の計画図面等(様式自由)
- ⑱ 避難所指定にかかる自治体との協定書の写し(該当する場合のみ)
- ⑲ その他参考となる資料
- ⑳ 様式2-5 提出書類チェック表
- ㉑ 学校施設耐震改築工事事務担当者名簿

3. 様式2-1「計画調書」作成要領

- (1) 「1. 申請の単位」に記載のとおり申請単位ごとに別葉で作成すること。
- (2) 「管理責任者所属・職・氏名」欄には、当該施設を直接管理する者を記入すること。

- (3) 「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。また、複数年に渡る工事の場合は「〇〇事業（第Ⅰ期）」等の表記を記入すること。
- (4) 「施設の名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- (5) 「建築年月日」欄には、既存建物が建築された日を昭和〇年〇月〇日と記入すること。当該建物が増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききれない場合は、備考欄に記入すること。
- (6) 耐震指標及び水平耐力の欄においては、「 I_s 値・ I_w 値」及び「 q 値・ C_{tuSd} 値」のいずれかを選択したうえで、それぞれ棟ごとの最小値を記載すること。
- (7) コンクリート強度の欄には、「令和元年度私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（防災機能等強化緊急特別推進事業（学校施設耐震改築工事））の申請について」6.（3）ア.に基づき算定したもののうち、最も低い平均値を当該建物のコンクリート強度として記載すること。
- (8) 「構造 階数」欄には、「構造 地上階数－地下階数」と記載すること。
- (9) 「延べ床面積」欄には、施設の延べ床面積を記載すること。なお、用途別又は学校別に面積を区分する必要があるときは、「備考」欄に次の記載例にならい注記すること。
- （記載例）
- ・既存建物①が、短期大学と大学が共用する校舎（2,500㎡）の場合
→ 「既存建物① 短期大学：1,000㎡，大学：1,500㎡」
 - ・対象となる既存校舎1,500㎡と対象外の病院施設600㎡を合築し1棟とする場合
→ 「新棟① 校舎部分（対象）：2,000㎡，病院施設部分（対象外）：700㎡」
- (10) 「用途」欄には、複数の学校で使用（予定）または複数の用途で使用（予定）の場合はそれぞれチェック欄にチェックを入れること。
- (11) 「事前着手承認申請」欄は、当該工事における交付内定前の事業着手承認申請について「申請済」又は「未申請」を選択すること。（当省からの承認通知書は、当該事業関係書類としてきちんと保存しておくこと。）
- (12) 「着手日」「工事完成予定日」欄は、それぞれ20〇〇年〇月〇日と記入すること。
- (13) 3棟以上の建物を取り壊す場合は、逐次備考欄に記入すること。
- (14) 「定員数」には大学全体（既存建物が位置するキャンパス以外を含む）の学生の収容定員数を記入すること。大学と短期大学で共用する施設の場合は大学の定員数を記入すること。
- (15) 「改築施設の避難所指定」欄には、改築施設を含む学校が、市町村又は都道府県から避難所として指定を受けているかの有無を選択すること。「あり」の場合は、「指定自治体」欄に避難所指定を行っている都道府県名又は市区町村名を記入すること。
- (16) 経費の各項目については、様式2-2の各項目と整合しているか確認すること。
- (17) 「耐震診断費」「実施設計費」欄は、当該経費の全額が補助対象外となる場合は、記載及び関係書類の提出を省略できる。（例えば、他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断経費など）
- (18) 「補助希望額」欄には、「補助対象事業経費」に補助率と調整率を乗じた金額の範囲内（上限額5億円）で補助希望額を記入し、千円未満は切り捨てること。
- (19) 「既存建物の現在の利用状況」欄には、既存建物の現在（改築工事前）の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。

4. 様式2-2「耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳」作成要領

- (1) 様式2-1の各経費の項目に対応する項目ごとに記入すること。様式には、補助対象外(按分による場合も含む)経費についても記入し、入札金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税等については、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- (2) 「工事明細」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」等入札書等に記載の工事名称のほか、その細目を記入すること。
- (3) 「内容・目的」欄は、施設の名称、内容及び目的が簡潔かつ明瞭に分かるようにすること。
- (4) 「数量」欄は、施工面積や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。
- (5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙(様式自由)に記載することとし、1枚に収めるために省略することのないようにすること。
- (6) 「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。
 ※工事費については、工事完了予定時期を考慮した上で8%又は10%として計上すること。(消費税を10%として計上する場合であっても、計画調書に添付する入札書等の写しについては消費税が8%のもので可。)
- (7) 入札書等の添付資料には、様式に記入した金額や数値等には、マーカーで線を引き、該当箇所を明確にすること。
- (8) 補助対象の工事費のうち建物工事費が、別添1(2)に定める「建物工事費算定額」を超える場合、以下の記載例を参考とし、「内容・目的」欄に『建物工事費算定額を超える額』と記載し、「金額」欄にその金額を記載する。

(記載例) 実際の建物工事費が210百万円、建物工事費算定額が200百万円の場合

		工事明細	内容・目的	数量	金額(円)
工 事 費	補 助 対 象	建物工事	(建物整備)		
			●●躯体工事	x	150,000,000
			▲▲撤去・再取付	y	60,000,000
			建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額についても、補助対象の工事内容は全て記載。		△10,000,000
			補助対象工事費計(=⑤)		200,000,000
	補 助 対 象 外	□□工事	■ ■ 工事	z	40,000,000
			建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額を記載		10,000,000

			補助対象外工事費計 (=⑥)	50,000,000
--	--	--	----------------	------------

5. 様式2-3「建物工事費調書」作成要領

- (1) 別添1「耐震改築工事の補助単価等」を踏まえ、様式2-3記入例を参考に作成すること。なお、「特殊工事費」欄に記載する項目については、必ず入札書等の当該欄に特殊工事として計上する旨を記載することとし、消費税(※)については適宜按分すること。
 ※消費税：工事完成予定時期を考慮した上で、8%又は10%を計上すること。
 (提出する入札書等の写しについては、消費税が8%のものでも可とする。)

6. 様式2-4「採択理由書」作成要領

- (1) 「学校法人名」等の欄は、様式2-1に記載している名称と一致すること。
 (2) 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
 (3) 採択理由書は「業者区分」ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震診断業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
 (4) 「採択業者区分」欄には、「施工業者」「設計業者」「耐震診断業者」等の別を記入すること。なお、複数にまたがる場合又は下記の区分によらない場合には、適宜名称を変更し、記入すること。
 (例) ・「工事費」：施工業者
 ・「実施設計費」：設計業者
 ・「耐震診断経費」：耐震診断業者
 (5) 「入札金額」欄の金額と入札書等の金額は一致させること(按分後の金額や補助対象額の本金額ではない)。なお、入札書等に記載の総額において、税込価格と税抜価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一すること。
 (6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の金額及び変更理由を記載すること。
 (7) 計画の策定に当たっては、補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め3社以上見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正か特に留意すること(「下記「9. 入札の内容が分かる資料又は見積書の写し」を参照すること)。
 (8) 「業者採択理由」欄には、入札の内容あるいは3社以上の工事内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。

7. 「耐震診断報告書等の写し」

耐震診断結果の概要等必要となる部分のみを抜粋するとともに、該当部分をマーカーで線を引く等強調すること(計算書や図面等は添付不要)。

8. 「工事予定施設の計画図面(様式自由)」

対象となる既存建物及び新棟について、配置図、平面図、立面図を提出すること。なお、工事予定範囲等がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、両面印刷等、資料が大部にならないよう工夫すること。

- ・配置図：工事予定建物を明示すること。
- ・平面図：工事予定範囲を明示し、用途が分かるよう室名等を付すこと。なお、新棟について既存建物と異なる用途の部分がある場合は、当該部分にマーカーで線を引く等明確にすること。

9. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定にあたっては、以下のとおり行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- （1）原則として国又は地方公共団体の契約方法（メールに添付している「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」を参照。）にならない、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。入札を行うことができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者による見積合わせ等により決定すること。ただし、指名競争入札あるいは見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めない。
- （2）業者の入札書等の写しは、入札書等の右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、併せて内訳も提出し、ホチキス止めや製本テープによりまとめること。不採択の業者については「不採択」と黒字で記入し、合計金額がわかる部分のみを提出すること。
- （3）入札書等の写し等には、理事長が原本証明すること。（原本証明したものをPDF化すること）
- （4）補助事業が補助対象と補助対象外に分かれる場合は、採択業者の入札書等の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示すること。また、按分により補助対象経費を算出した場合は、別途計算根拠の資料を添付すること。（様式事由）

10. 「その他参考となる資料」

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

11. その他

- ・提出する資料は以下の①から⑤とする（学校のパンフレットは不要）。
- ・添付資料のうち、様式に記載した金額や数値等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- ・計画調書は、事業ごとにダブルクリップ等でまとめること。
- ・計画調書の順番は、次の例のとおりとする。
- ・提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができないので留意すること。

- ① 様式1 申請一覧
- ② 様式2-1 計画調書
- ③ 様式2-2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳
- ④ 様式2-3 建物工事費調書
- ⑤ 様式2-4 採択理由書（耐震診断費）

- ⑥ 耐震診断に係る入札書類及び見積もり（補助対象外の場合は省略）
- ⑦ 様式 2－4 採択理由書（実施設計費）
- ⑧ 実施設計に係る入札書類及び見積もり
- ⑨ 様式 2－4 採択理由書（工事費）
- ⑩ 工事に係る入札書類及び見積もり
- ⑪ 耐震診断報告書等の写し（耐震改築工事前のIs値が分かる部分のみ）
- ⑫ 耐震診断についての公的機関等の確認結果
- ⑬ 補強で対応することが困難な理由書（様式自由、該当する場合のみ）
- ⑭ 補強計画の写し及び補強計画についての公的機関等の確認資料（様式自由、該当する場合のみ）
- ⑮ コンクリート強度の平均値を算出した資料
- ⑯ コンクリートコア試験報告書
- ⑰ 経費按分に関する資料（様式自由、該当する場合のみ）
- ⑱ 工程管理表（様式自由）
- ⑲ 配置図（様式自由）
- ⑳ 既存建物の図面等（様式自由）
- ㉑ 工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ㉒ 避難所指定にかかる自治体との協定書の写し（該当する場合のみ）
- ㉓ その他参考となる資料
- ㉔ 様式 2－5 提出書類チェック表
- ㉕ 学校施設耐震改築工事事務担当者名簿

II 対象事業

東日本大震災からの教訓等を踏まえ、また、今後発生が懸念される大規模地震等に備え、地震発生時における学生等の安全確保及び地域の避難場所としての機能確保等を目的に、私立学校施設の耐震改築を行う事業を対象とする。

1. 対象となる学校種

学校法人が設置する大学、短期大学、高等専門学校を対象とする。

2. 対象となる既存建物^{※1}

新耐震基準の施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された^{※2}（1）に定める用途の建物のうち、耐震性能等が（2）のア又はイの状態にある建物。

※1 耐震上、建て替えざるを得ない既存建物（取壊し建物）のことをいう。

※2 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された建物であっても、旧耐震基準で建築確認を行った建物は対象。

（1）建物用途

校舎、講堂、屋内運動場その他の体育施設、学生寮、図書館、食堂、課外活動施設、学外研修施設、福利厚生施設など、主として学生のための教育研究活動等に資する建物（教職員専用のもを除く。以下「教育研究施設等」という。）を対象とし、事務局棟や管理棟など、学校法人が法人部門として管理している単独の建物及び病院施設は対象外とする。

また、新設の大学等及び未完成の学部・学科（設置された大学等・学部・学科が改組

転換または既設学部・学科（既設の短期大学または高等専門学校の学科を含む）からの定員の振替によるものを除く。）に係る経費は対象外とする。

（２）耐震性能等

ア．耐震性能が著しく低い建物

- ① 鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物の構造耐震指標（以下、「Is値」という。）がおおむね0.3に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（以下、「q値」という。）がおおむね0.5（CtuSd値の場合はおおむね0.15）に満たないもの。
- ② 木造（W造）の建物の構造耐震指標（以下、「Iw値」という。）がおおむね0.7に満たないもの。

注）上記の耐震性能等の判断にあたっては、棟ごとに最も低い値を適用する。

イ．耐震補強工事を行うことが不相当であると認められる建物

- ① 構造体のコンクリート強度が著しく低いもの
 - ・RC造、SRC造の建物で、構造体のコンクリート強度が10.0N/mm²未満のもの。
- ② 構造種別に関わらず、技術的に補強を行うことが困難と認められるもの。「6.（3）イ」を参照。
 - ・地盤の耐力不足等のため補強工事を行うことが不相当と認められるもの。
 - ・極端に多くの補強部材が必要になるなど、補強工事を行うことが不相当と認められるもの。
- ③ 技術面・教育研究機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難であると認められるもの。「6.（3）ウ」を参照。
 - ・RC造及びSRC造の建物で、構造体のコンクリート強度が10.0N/mm²以上13.5N/mm²未満であって、技術面と教育研究機能面の両面から総合的に見て、補強で対応することが困難であると認められるもの。

※イ．耐震補強工事を行うことが不相当であると認められる建物の②、③に該当する場合は、事前に文部科学省と協議をする。事前の協議のない事業については申請を受け付けない。

3. 補助の対象となる範囲

（1）新棟*の整備場所に関する条件

新棟は、既存建物と同じ場所又は隣接した場所に整備する場合を対象とする。ただし、教育研究環境の向上等を図る観点から他の場所に整備する場合は、地域コミュニティとの関係性や一体性等を損なわない範囲において、既存建物が有している機能や他の学内施設との関連性及び学生等の利便性等が維持できる場合に限り対象とする。

なお、キャンパス移転に係る事業については、移転前のキャンパス内に「2. 対象となる既存建物」に定める要件に合致する建物があった場合でも対象外となる。ただし、現在の敷地が崖地や軟弱地盤、津波被害の恐れがある地域等に所在していたり、借地や法規制等により既存建物と同規模の建物を整備することができず、別敷地への整備を余儀なくされるなど、現在の敷地が耐震改築工事の実施に適さない特別の理由がある場合は、別敷地に整備する場合も対象とする。

※ 改築によって新たに建てる建物のことをいう。

(2) 新棟の整備条件と補助対象範囲

新棟の外観、棟数、構造及び階数等の整備計画については、特に制限は設けないが、次の(3)に定めるとおり、対象となる既存建物の延べ床面積、用途、学校種等に基づき、補助対象範囲を限定する。したがって、新棟の整備は、既存建物と外観、棟数、構造及び階数等について異なる場合のほか、既存建物の延べ床面積を上回る場合、既存建物と異なる用途の建物と合築して整備する場合あるいは異なる学校が使用する建物と合築して整備する場合でも整備可能である。

(3) 補助対象範囲の条件とその面積

新棟の整備に係る補助対象範囲については、次の①～⑤全ての条件を満たす範囲とし、その面積（以下、「補助対象面積」という。）は、既存建物の延べ床面積を上限とする。

また、補助対象面積の算出にあたっては、既存建物及び新棟において、用途別又は学校別に床面積を区分して算出するときは、まずは階やエリア等で用途別又は学校別に区分できるところは区分し、区分できない部分のみ、専有部分の面積割合や学生数、施設利用率等の合理的方法によって按分して面積を算出することとする。

① 建物用途による条件

新棟のうち、既存建物と同じ用途（校舎、体育館、寄宿舎等）の部分を補助対象範囲とし、それ以外の用途の部分は対象外とする。

なお、既存建物内に法人部門として管理している部分（理事長室、役員室、事務室、廊下、便所等。＝法人管理諸室）がある場合は、既存建物における教育研究活動等に資する部分（＝教育研究諸室）の面積割合に応じて以下のように取り扱うこととする。

$\frac{\text{教育研究諸室の床面積}}{\text{建物全体の床面積}}$	⇒	$\begin{cases} 1/2 \text{以上} : \text{建物全体を改築対象} \\ 1/2 \text{未満} : \text{教育研究諸室のみ改築対象} \end{cases}$
---	---	---

ただし、建物全体が改築対象となった場合でも、法人管理諸室のみを独立した建物として整備する場合は対象外となる。また、法人管理諸室を新棟内に一体で整備する場合であっても、既存建物の法人管理諸室の床面積を上限として補助対象とする。

② 使用する学校による条件

新棟のうち、既存建物を使用していた学校が使用する部分について、補助対象範囲とし、それ以外の学校が使用する部分は対象外とする。

③ 既存建物が複合用途の場合の取扱い

既存建物が複合用途（例：校舎＋体育館）の場合は、各用途ごとに機能を損なわない範囲での床面積の減、又は各用途ごとに面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	校舎面積	体育館面積	合計面積
既存建物	3,600㎡	900㎡	4,500㎡
新棟	3,400㎡ 減は機能を損なわない 範囲で制限なし	1,500㎡ 増は既存面積の1.5倍を超 えない範囲かつ合計面積を	4,900㎡ 合計面積を上限に 4,500㎡まで補助対象

		上限に対象。 この場合、合計面積により 1,100㎡まで補助対象	
--	--	--	--

④ 既存建物を複数の学校が使用している場合の取扱い

既存建物を複数の学校（例：短期大学＋大学）が使用している場合は、各学校ごとに機能を損なわない範囲での床面積の減、又は各学校ごとに面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	短期大学面積	大学面積	合計面積
既存建物	2,000㎡	2,500㎡	4,500㎡
新棟	1,800㎡ 減は機能を損なわない 範囲で制限なし	3,000㎡ 増は各学校ごとに既存面積 の1.5倍を超えない範囲かつ 合計面積を上限に対象。 この場合、合計面積により 2,700㎡まで補助対象	4,800㎡ 合計面積を上限に 4,500㎡まで補助対象

⑤ 既存建物が複合用途等の場合で、新棟を単一用途等とする場合の取扱い

既存建物が複合用途又は複数の学校が使用している場合で、新棟を単一の用途又は学校が使用することとする場合は、それぞれ整備する用途又は学校の既存の床面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	校舎面積	体育館面積	合計面積
既存建物	3,600㎡	900㎡	4,500㎡
新棟	5,500㎡ 増は各用途の面積の1.5 倍を超えない範囲かつ 合計を超えない範囲ま でが対象なので、4,500 ㎡までが対象。	/	5,500㎡ 合計面積を上限に 4,500㎡まで補助対象

※ 補助対象面積に関する注意

新棟が既存建物の延べ床面積を下回る床面積で整備された場合、補助を受けられる面積が残ったような状態になるが、残った面積は当該耐震改築工事の実施をもって消滅するものとする。

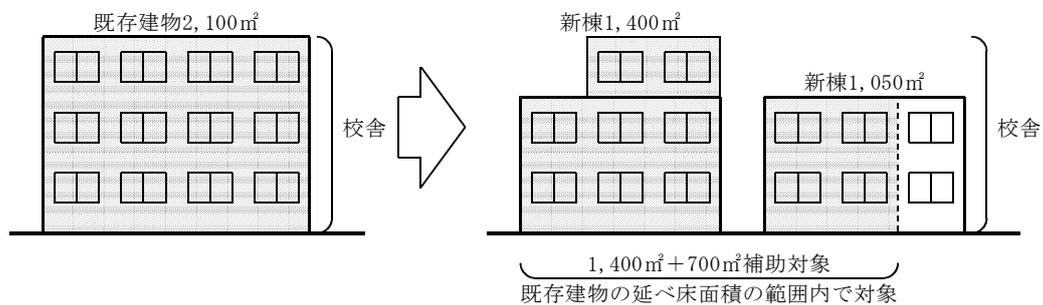
<p>既存建物3,000㎡ - 新棟2,000㎡ = 残り1,000㎡</p> <p>※ 残りの1,000㎡は当該事業の実施をもって消滅 (当該事業以後、この面積を根拠に他の建物整備の補助を受けることはできない)</p>
--

※ 以下の場合においては、事前に文部科学省と協議すること。事前の協議の無い事業については申請を受け付けない。

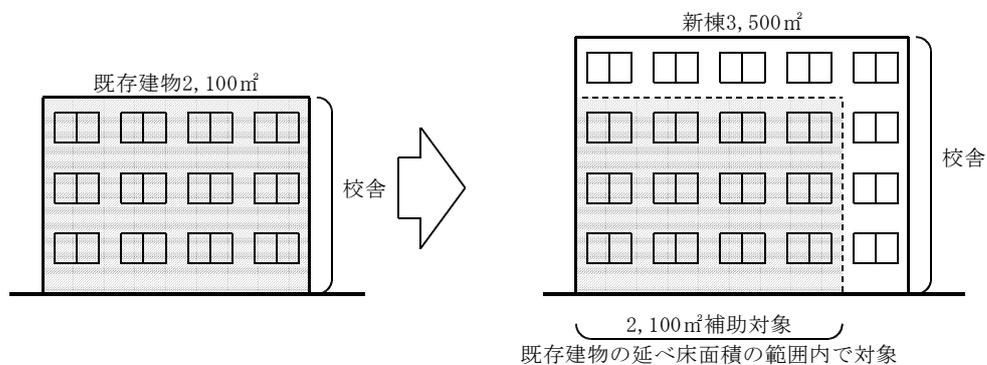
- i 耐震改築工事を複数事業に分割して年次計画を組む（複数棟を複数年で進める）場合
- ii 複合用途の建物にかかる取壊し、および複合用途の新棟を建てる場合

(参考) 新棟の補助対象範囲の例

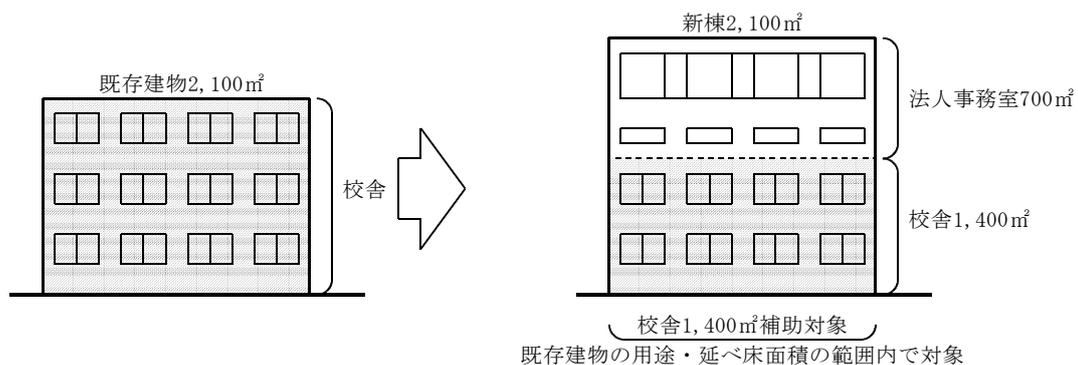
[1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合]



[既存建物より大きな(延べ床面積を上回る)建物を整備する場合]



[既存建物と異なる用途の建物と合築する場合]



4. 補助率

必要となる補助対象経費の合計の1/2以内×調整率^{※1}

※1 調整率：学生の収容定員が8,000人未満で避難所指定等 ^{※2} あり	1.0
学生の収容定員が8,000人以上で避難所指定等 ^{※2} あり	0.8
避難所指定等 ^{※2} なし	0.7
※2 避難所指定等（キャンパス単位ではなく、学校単位で適用）	
避難所や帰宅困難者等受入れ施設の指定・登録のほか、災害対策に係る地方公共団体との協定・連携協力を文書により取り交わしている学校に「避難所指定等あり」を適用。	

国庫補助金額は5億円を上限とするが、申請状況等により予算の範囲内で調整することがある。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、下記のア～ウに示す経費とする。なお、建物工事費については、学校施設として標準的に必要となる整備に係る経費までを補助対象とし、建学の精神に基づく特色ある教育研究活動等の実施に必要な整備は補助対象外とする。

また、新棟の補助対象経費を算出するときは、まずは補助対象面積内にあるものを抽出（又は対象面積外にあるものを除外）するなど区分できるものは区分し、躯体工事や仕上げ工事など区分できないものについてのみ、対象部分の床面積割合や学生数、施設利用率等の合理的方法によって按分して補助対象経費を算出するよう留意する。

ア. 耐震診断費

既存建物に係る耐震診断費（補強計画の検討等に係る経費及び公的機関の確認を受けるための経費を含む。）を対象とする。（工事着工年度の前々年度支出分まで対象。）

イ. 実施設計費

既存建物の取壊しの実実施設計費及び新棟の補助対象範囲に係る実施設計費（実施設計に必要な測量やボーリング調査等を含む。）を対象とする。（工事着工年度の前年度支出分まで対象。）

ウ. 工事費

①建物工事費（建物整備）

新棟の補助対象範囲内における、躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）、仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上等）及び雑工事に要する経費を対象とする。なお、雑工事は、学校建物に一般的に付随するものうち造り付けのもの、又は既製品であっても建物の一部として仕上げ工事等と一体で整備するもの（黒板、掲示板、物入れ等）を対象とし、工事を伴わず設置するだけの学校家具や備品類（机、椅子、ブラインド等）は対象外とする。

②建物工事費（建物周辺整備）

新棟周辺整備の補助対象範囲は整地までとし、花壇や道路、排水（支線、幹線）、共同溝（建物と一体構造の接続部は建物として対象）等の外構整備は対象外、電気、水、ガス等のインフラの引込みは建物外壁線から内側（建物内）のみを対象、建物から排出する雨水、汚水、実験等の各排水は建物から第一桝への接続まで（第一桝の整備は対象外）を対象とする。

また、建物出入口の階段やスロープ、庇、バルコニー、屋外階段、ドライエリア擁壁など、建物の機能として必要なもので、かつ、建物と一体構造のものは対象とする。

③工事監理費

新棟の補助対象経費に係る工事監理費を対象とする。

④建物撤去費

既存建物の取壊しについては、耐震改築工事と同じ年度に行う場合のほか、一連の事業を年次計画で進める場合は、耐震改築工事を実施する年度の前年度（先行取壊し）又は翌年度（完成後取壊し。ただし2021年度は対象としない。）に限り対象とする。

また、既存建物の取壊しについては、既存建物の取壊しに係る経費（基礎、基礎杭の撤去を含む）のほか、取壊しに係る仮設工事（山留め、仮囲い、防音パネル、乗入構台、養生鉄板等）、インフラ等の切り回し、仕上材等の分別撤去、廃棄材の運搬・処分費、地下部取壊しに伴う埋戻し及び整地に係る経費を対象とする。

新棟建築工事の実施に当たり、資材搬入路の確保等に直接支障となる構造物等の撤去費（土工事の掘削範囲や重機類の設置・移動範囲内にある樹木や花壇、道路、電柱、設備類等の構造物及び排水管、柵、マンホール、共同溝等の埋設構造物等を含む。）のほか、上記と同様の経費を対象とする。

なお、構造物等については撤去費のほか、原型を復旧する範囲で復旧に係る費用も補助対象とする。

ただし、新棟の建設場所に改築対象ではない別の建物があり、それを取り壊して新棟を整備する場合は、その建物の取壊しは対象外とする。

⑤仮設建物費

仮設建物については、耐震改築工事と同じ年度あるいは耐震改築工事を実施する年度の前年度に限り対象とする。また、新棟を既存建物と同一場所又は隣接した場所に整備するなど、耐震改築工事の実施に伴い既存建物が使用できなくなる場合に限り、代替の建物が必要となる期間及び既存建物の延べ床面積を上限として対象とする。

なお、仮設建物は、新棟整備後、速やかに取り壊すことを条件とする。

6. その他の補助要件

(1) 耐震診断方法の適用

耐震診断は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号）（以下、「国土交通省告示」という。）によることとし、耐震診断方法の適用については、建物の構造及び種別に応じて以下によるものとする。

ア. 鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」による。ただし、対象建物の崩壊形式等により「第三次診断」を実施する必要がある場合は「第二次診断」と併せて実施する。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

イ. 鉄骨造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

ウ. 鉄骨造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

エ. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」又は「第三次診断」による。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

オ. 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難しい建物

① 木造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難しい建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。

② そのほか、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

(2) 国土交通省告示に規定する地域係数「Z」の取扱い

国土交通省告示に基づき建築物の各階の構造耐震指標（Is値）又は保有水平耐力に係る指標（q値）を計算するに当たり、地域係数「Z」は次のいずれかの数値とすることができる。

ただし、各計算には同一の数値を用いること。

① 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値

② 設置者の方針により採用する①を超える数値

(3) 耐震補強工事を行うことが不相当であると認められる場合の適用

「2.（2）イ」については、以下によるものとする。

ア. 構造体のコンクリート強度の評価等

構造体のコンクリート強度は、既存建物からコンクリートコアを採取して実施した圧縮強度試験の結果によるものとする。

圧縮強度試験は、各階ごと、完成年ごと（構造上一棟の範囲のみ。構造上別棟になっている場合は別の建物として扱う。）に主要構造部（耐震壁、梁など）から1本以上のコアを採取し、公的試験所等で行う。コアの圧縮強度が 10.0N/mm^2 未満となった場合は、再度コアを採取し、試験を行う。再採取するコアの数は当初分と合わせて計3本以上とし、それぞれの圧縮強度試験結果の平均値の最小値を当該建物のコンクリート強度とする。なお、コアの採取方法等については、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説2.5.1コンクリート材料の調査」を参考とする。

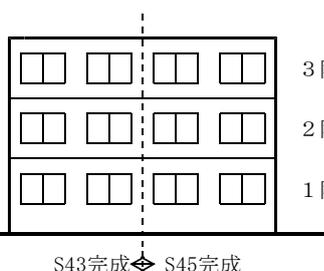
コンクリート強度の平均値を算出した資料及びコンクリートコア試験報告書を提出する。

[コンクリート強度の算定方法]

- ※ コンクリートコアを各階ごと、完成年ごとに1本以上採取し、圧縮強度試験を実施。
- ※ コアの圧縮強度が 10.0N/mm^2 未満となった場合は、再度コアを計3本以上となるよう追加採取し、圧縮強度試験を実施。（下図は4箇所度強度が 10.0N/mm^2 未満だった場合）
- ※ 平均値A～F（追加採取した場合は改め平均値）の最小値がこの建物のコンクリート強度となる。

◆コンクリートコア（当初）

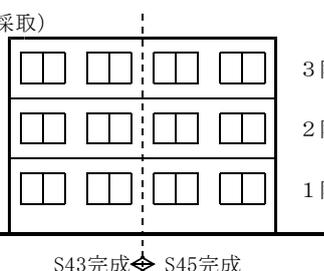
3階：1本以上採取→圧縮強度試験→平均値A
（以下同じ）
（ 10.0N/mm^2 未満）
2階：1本→平均値B
（ 10.0N/mm^2 未満）
1階：1本→平均値C
（ 10.0N/mm^2 未満）



3階：1本→平均値D
（ 10.0N/mm^2 以上）
2階：1本→平均値E
（ 10.0N/mm^2 以上）
1階：1本→平均値F
（ 10.0N/mm^2 未満）

◆コンクリートコア（ 10.0N/mm^2 未満となった階は追加採取）

3階：計3本以上となるよう追加採取→
圧縮強度試験→計3本以上の改め平均値A
（以下同じ）
2階：追加→改め平均値B
1階：追加→改め平均値C



3階：追加なし→平均値D
2階：追加なし→平均値E
1階：追加→改め平均値F

イ. 技術的に補強を行うことが困難な場合

技術的に補強を行うことが困難な場合は、その旨を記載した理由書を提出する。

理由書は、策定した補強計画に基づき、補強を行うとどのような支障が生じるのかを明確に記載する。

なお、この補強計画については、「6.（4）」に記載のとおり、公的機関等の確認を受けるものとする。

ウ. 技術面・教育研究機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難な場合

技術面・教育研究機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難な場合は、その旨を記載した理由書を提出する。

理由書は、コンクリート強度の評価等（「6.（3）ア」による。）を踏まえつつ、策定した補強計画も踏まえ、補強を行うと技術面及び教育研究機能面にどのような支障が生じるのかなどを明らかにし、それらを総合的に評価して作成するものとする。

なお、この補強計画については、「6.（4）」に記載のとおり、公的機関等の確認を受けるものとする。

（4）耐震診断等の公的機関等の確認

耐震改築工事の補助の採否は、耐震診断の結果や技術的に補強を行うことが困難な理由等を踏まえて判断することとしているため、それらの審査を適正に行う観点から、耐震診断及び補強計画については公的機関又は大学教授等の建築構造の専門家の確認を受けるものとする。

なお、公的機関とは、次のいずれかをいう。

- ・耐震改修計画を所管行政庁が認定する前段階の審査機関として位置付けられている公益法人又は民間企業等
- ・構成員のうち複数が大学教授等の建築構造専門家である審査委員会等を設置している公益法人、地方公共団体又は民間企業等

（公的機関の例）

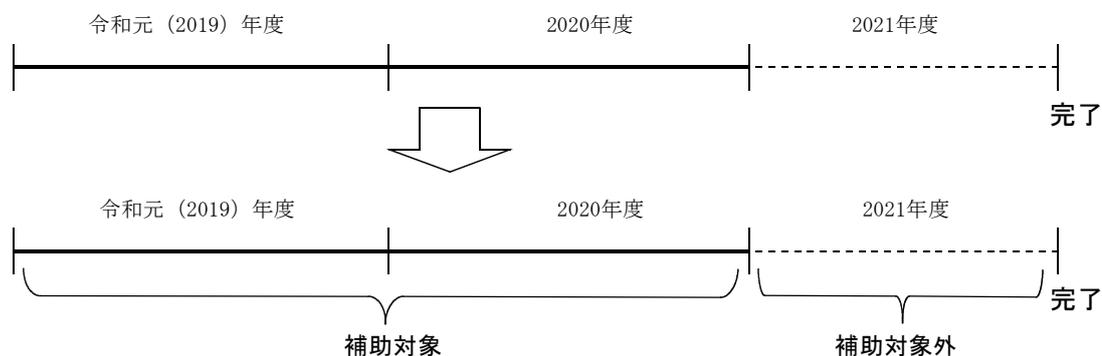
- ・既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会） など

7. 留意事項等

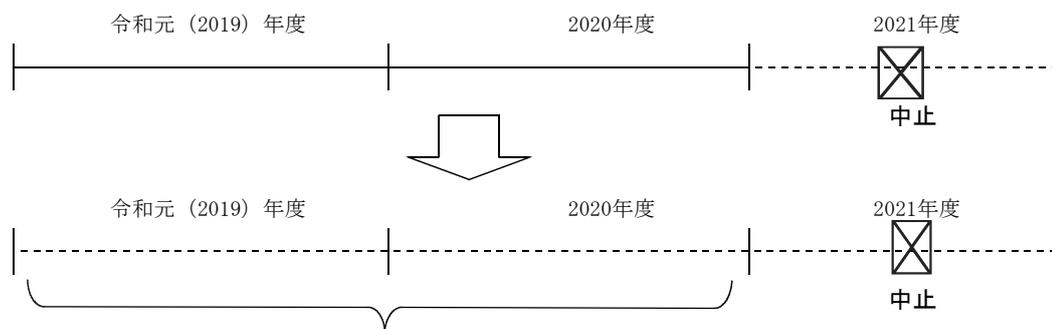
- ① 本耐震改築工事は、2020年度末までに交付決定するものまでの時限措置とする。
- ② 一連の耐震改築工事を複数年度にわたって実施する場合は、全体の整備年次計画等を作成し、文部科学省と協議する。なお、補助を受けた年度の翌年度以降に、新棟の整備工事若しくは既存建物の解体工事を中止した場合は、一連の耐震改築工事全体として補助対象とならない。
- ③ 次の場合は、補助対象外となる。
 - ・他の国庫補助を受ける事業に係る経費
 - ・完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ④ 新棟建築後に既存建物を取り壊す場合は、取壊し完了後速やかに文書で報告すること。（当該建物撤去費を補助申請する場合を除く。）
- ⑤ 新棟の建築工事後に既存建物の解体工事を実施する場合、既存建物の解体工事は連続した工程で実施すること。原則、新棟完了後に継続して既存建物を使用することは認められない。（特段の事情がある場合は、事業着手前に文部科学省と協議すること。）

(参考：一連の耐震改築工事を複数年度にわたって実施する場合の補助対象範囲の考え方について)

【耐震改築工事の完了が2021年度以降になる場合】



【補助を受けた年度の翌年度以降に、新棟の整備工事若しくは既存建物の解体工事を中止することとなり、耐震改築事業が完了しなかった場合】



遑って補助対象外となる(交付済の補助金を全額返還)

耐震改築工事の補助単価等

(1) 耐震診断費及び建物撤去費等

耐震診断費、実施設計費、工事管理費、建物撤去費及び仮設建物費については、それぞれ補助対象範囲に係る経費を計上する。

なお、経費は、原則として、競争入札による契約額又は契約予定の応札額とし、必要に応じて合理的方法により按分等を行いながら補助対象範囲に係る額を算定する。

(2) 建物工事費

建物工事費は、下式によって算定した額（「建物工事費算定額」という。）と実際の建物工事費（補助対象範囲に係る建物整備及び建物周辺整備の合計額）のうち、いずれか小さい額とする。

なお、経費は、原則として、競争入札による契約額又は契約予定の応札額とし、必要に応じて合理的方法により按分等を行いながら補助対象範囲に係る額を算定する。

$$\text{建物工事費算定額} = \text{一般工事費} + \text{特殊工事費}$$

一般工事費 = 新棟のうち補助対象面積×一般工事単価
 一般工事単価 = 建物種別単価×地域別補正係数
 特殊工事費 = 立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事を項目ごとに積み上げた額の計

ア. 建物種別単価

建物種別単価は、当該施設の整備目的及び利用計画等により選定することとし、対象区分又は対象施設が複数にわたる場合は、それぞれ面積及び単価を区分して算定する。

（単位：千円／㎡）

対象区分	対象学校・施設（例）	構造	建物種別単価 (100%地区)
A. 校舎 図書館 学生寮	高等専門学校、短期大学、大学	R	196.1
B. 屋内運動場	高等専門学校、短期大学、大学	R S	190.6
		S	177.7
C. 講堂	高等専門学校、短期大学、大学	R	248.5
D. 支援施設	高等専門学校、短期大学、大学	R	172.9
	福利施設 課外活動施設	R	165.4

イ. 地域別補正係数

屋内運動場以外	}	105%地区：北海道、沖縄県
		100%地区：105%地区及び95%地区以外の都府県
		95%地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
屋内運動場のみ	}	一般地区：100%
		多雪地区：110%（建築基準法施行令第86条による）

ウ. 特殊工事費

建物種別単価は、標準的な場合の単価を計上しているため、立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事費（特殊工事費）については、実費を計上する。

具体例：

地盤改良：地震時の液状化対策として、地盤改良を行う場合。

敷地造成：敷地の状況により、掘削や切土、あるいは盛土を行う場合。

山留め：根切り工事の際に、周囲地盤の崩壊を防ぐため、山留めを行う場合。

杭：杭打ちを行う場合。

不用土処分：敷地造成や掘削など工事で発生した不用土を敷地外で処分する場合。

受変電設備：受変電設備を要する場合。

エレベーター：障害のある生徒等が安全かつ円滑に校内を移動するために必要な場合。

建物撤去費：補助の対象となる既存建物を取り壊す際にかかる費用。

仮設建物費：耐震改築工事の実施に伴い必要となる仮設建物の整備にかかる費用。

令和元年度 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費
(防災機能等強化緊急特別推進事業(学校施設耐震改築工事))申請一覧

連番	法人番号	学校法人名	学校名	事業名	補助対象			事業経費 (円)	補助希望額 (円)	改築前 耐震性能	備考
					耐震診断経費	実施設計費	工事費				
1							0				
2							0				
3							0				

令和元年度 学校施設耐震改築工事 計画調書

作成日:

法人番号		学校法人名		学校名	
管理責任者 所属・職・氏名	所属		職名	氏名	
事業名					
既存建物①	施設の名称			建築年月日	
	耐震指 標 (↓選択すること)	コンクリート 強度	構造 階数	補助対 象面積	m ²
	水耐 力 (↓選択すること)	用途		<input type="checkbox"/> 複数の学校	<input type="checkbox"/> 複数の用途
既存建物②	施設の名称			建築年月日	
	耐震指 標 (↓選択すること)	コンクリート 強度	構造 階数	補助対 象面積	m ²
	水耐 力 (↓選択すること)	用途		<input type="checkbox"/> 複数の学校	<input type="checkbox"/> 複数の用途
新棟①	施設の名称			事前着手承認申請	(↓選択すること)
	着手日			工事完成予定日	
	構造 階数	延べ床 面積	m ²	用途	<input type="checkbox"/> 複数の学校 <input type="checkbox"/> 複数の用途
新棟②	施設の名称			事前着手承認申請	(↓選択すること)
	着手日			工事完成予定日	
	構造 階数	延べ床 面積	m ²	用途	<input type="checkbox"/> 複数の学校 <input type="checkbox"/> 複数の用途
定員数				人	補助率 A 1/2 以内
改築施設の 避難所指定	指定自治体名				調整率 B 0.7
分割耐震改築工事	(↓選択)	(↓選択)	年計画の	(↓選択)	年目
区分	補助対象経費		補助対象外経費		合計
耐震診断費 (耐震改築)	①	円	②	円	③ 0円
実施設計費 (耐震改築)	④	円	⑤	円	⑥ 0円
工事費	⑦	0円	⑧	円	⑨ 0円
事業経費	⑩	0円	⑪	0円	⑫ 0円
補助希望額 ⑩×A×B 以内	⑬	円	学校法人負担額		⑭ 0円
既存建物の 現在の利用状況					
備考					

耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳

		内 容	数 量	金 額 (円)
耐 震 診 断 費	補助対象			
			補助対象耐震診断費計(=①)	0
	補助対象外			
			補助対象外耐震診断費計(=②)	0
			耐震診断費計(=③)	0
		内 容	数 量	金 額 (円)
実 施 設 計 費	補助対象			
			補助対象実施設計費計(=④)	0
	補助対象外			
			補助対象外実施設計費計(=⑤)	0
			実施設計費計(=⑥)	0
工 事 明 細		内 容 ・ 目 的	数 量	金 額 (円)
工 事 費	補助対象			
			補助対象工事費計(=⑦)	0
	補助対象外			
			補助対象外工事費計(=⑧)	0
			耐震化工事費計(=⑨)	0
			金額合計(事業経費=⑫)	0

記入例

令和元年度 学校施設耐震改築工事 計画調書

作成日: 令和元年8月1日

法人番号	001001	学校法人名	文部科学学園	学校名	文部科学大学	
管理責任者 所属・職・氏名	所属	法人本部	職名	事務局長	氏名	
					文部 太郎	
事業名	校舎A棟耐震改築事業					
既存建物①	施設の種類	共通教育A棟		建築年月日	昭和41年9月30日	
	耐震指標 Is値	0.25	コンクリート 強度	11.2(N/mm ²)	構造階数	RC5
	補助対象面積	3,889 m ²				
	水耐平力 q値	0.8		用途	<input type="checkbox"/> 複数の学校 <input type="checkbox"/> 複数の用途	
既存建物②	施設の種類	新A棟		事前着手承認申請	申請済	
	耐震指標 (↓選択すること)			着工日	令和元年9月15日	
	水耐平力 (↓選択すること)			工事完成予定日	令和2年3月31日	
新棟①	施設の種類	新A棟		事前着手承認申請	申請済	
	着工日	令和元年9月15日		工事完成予定日	令和2年3月31日	
	構造階数	SRC3-1	延べ床面積	5,460 m ²	用途	<input type="checkbox"/> 複数の学校 <input type="checkbox"/> 複数の用途
新棟②	施設の種類			事前着手承認申請		
	着工日			工事完成予定日		
	構造階数		延べ床面積	m ²	用途	<input type="checkbox"/> 複数の学校 <input type="checkbox"/> 複数の用途
定員数	6,500 人					
改築施設の 避難所指定	あり	指定自治体名	〇〇市		助率等 A 調整率 B	
					1.0	
分割耐震改築工事	なし		年計画の	年	目	
区分	補助対象経費		補助対象外経費		合計	
耐震診断費 (耐震改築)	①	1,281,302 円	②	1,023,198 円	③ 2,304,500 円	
実施設計費 (耐震改築)	④	12,206,317 円	⑤	18,627,683 円	⑥ 30,834,000 円	
工事費	⑦	786,454,093 円	⑧	1,461,146,867 円	⑨ 2,247,600,960 円	
事業経費	⑩	799,941,712 円	⑪	1,480,797,748 円	⑫ 2,280,739,460 円	
補助希望額 ⑩×A×B 以内	⑬	399,970,000 円	学校法人負担額	⑭	1,880,769,460 円	
既存建物の 現在の利用状況	講義室(1~3階)、演習室(4階)、研究室(5階)等の教育研究諸室として利用している。					
備考						

着工日は、工事の着工日ではなく、
工事契約等の締結日を記載すること。
着工日が明確に決定していない場合、見込まれる最も早い着工時期を記載すること。
着工日が内定日以降を予定している場合、「内定日以降」と記載すること。

工事完成予定時期を考慮した上で、
様式2-2、2-3において、工事費の消費税(8%又は10%)を計上すること。
(提出する入札書等の写しについては、消費税が8%のものでも可とする。)

		内 容	数 量	金 額 (円)	
耐 震 診 断 費	補助 対象	【共通教育A棟耐震診断業務】 耐震診断費×大学按分率(※1) = 2,304,500円×55.6% = 1,281,302円 ※1 共通教育A棟は大学と高校で共用している。 按分率(大学) : 55.6% = 3,889㎡(既存建物面積(大学分)) ÷ 7,000㎡(既存建物面積全体)	1式	1,281,302	
			補助対象耐震診断費計(=①)	1,281,302	
	補助 対象 外	【共通教育A棟耐震診断業務】 2,304,500円 - 1,281,302円 = 1,023,198円		1,023,198	
			補助対象外耐震診断費計(=②)	1,023,198	
			耐震診断費計(=③)	2,304,500	
実 施 設 計 費	補助 対象	【新A棟実施設計業務】 実施設計費×按分率(※1) = 23,535,815円×55.6% = 13,085,913円 13,085,913円×圧縮率(※2) = 13,085,913円×71.2% = 9,317,170円	1式	9,317,170	
		【新A棟工事監理業務】 工事管理費×按分率(※1) = 7,298,185円×55.6% = 4,057,791円 4,057,791円×圧縮率(※2) = 4,057,791円×71.2% = 2,889,147円 ※2 圧縮率(補助対象) : 71.2% = 補助対象面積3,889㎡ ÷ 新棟面積5,460㎡	1式	2,889,147	
			補助対象実施設計費計(=④)	12,206,317	
	補助 対象 外	【新A棟実施設計業務】 23,535,815円 - 9,317,170円 = 14,218,645円		14,218,645	
		【新A棟工事監理業務】 7,298,185円 - 2,889,147円 = 4,409,038円		4,409,038	
			補助対象外実施設計費計(=⑤)	18,627,683	
			実施設計費計(=⑥)	30,834,000	
工 事 費	補助 対象	建築工事 ※消費税・諸経費を含むこと 建築工事費×按分率(※1) = 1,054,990,224円×55.6% = 586,574,565円 586,574,565円×圧縮率(※2) = 586,574,565円×71.2% = 417,641,090円		417,641,090	
		電気工事 電気工事費×按分率(※1) = 395,097,696円×55.6% = 219,674,319円 219,674,319円×圧縮率(※2) = 219,674,319円×71.2% = 156,408,115円		156,408,115	
		空調設備工事 空調設備工事費×按分率(※1) = 462,744,576円×55.6% = 257,285,984円 257,285,984円×圧縮率(※2) = 257,285,984円×71.2% = 183,187,621円		183,187,621	
		衛生設備工事 衛生設備工事費×按分率(※1) = 120,468,384円×55.6% = 66,980,422円 66,980,422円×圧縮率(※2) = 66,980,422円×71.2% = 47,690,060円		47,690,060	
		昇降機設備工事 昇降機設備工事費×按分率(※1) = 13,650,336円×55.6% = 7,589,587円 7,589,587円×圧縮率(※2) = 7,589,587円×71.2% = 5,403,786円		5,403,786	
		建物工事費算定額を超える額		△ 23,876,579	
				補助対象工事費計(=⑦)	786,454,093
	補助 対象 外	建築工事 1,054,990,224円 - 417,641,090円 = 637,349,134円		637,349,134	
		電気工事 395,097,696円 - 156,408,115円 = 238,689,581円		238,689,581	
		空調設備工事 462,744,576円 - 183,187,621円 = 279,556,955円		279,556,955	
衛生設備工事 120,468,384円 - 47,690,060円 = 72,778,324円			72,778,324		
昇降機設備工事 13,650,336円 - 5,403,786円 = 8,246,550円			8,246,550		
屋外施設工事(対象外) 建物工事費算定額を超える額			200,649,744 23,876,579		
			補助対象外工事費計(=⑧)	1,461,146,867	
			耐震化工事費計(=⑨)	2,247,600,960	
			金額合計(事業経費=⑩)	2,280,739,460	

記入例

建 物 工 事 費 調 書

様式2-3(耐震改築)

法人名	文部科学学園
学校名	文部科学大学
事業名	校舎A棟耐震改築事業

単価は小数点第一位で四捨五入し、整数を記載すること。

① 区 分	②構造・階又は規格・規模	③数 量	④単 価	⑤金 額	⑥ 備 考	
一 般 工 事 費	校舎A棟	SRC3-1	3,889 m ²			
	建物種別単価	大学校舎		188.9		
	地域別補正係数	東京		100%		
	補正単価(小規模) (階高)					
	改修率					
	補正後単価				188.9	
				一般工事費小計	734,632,100 円	
【建築】※消費税・諸経費を含むこと						
特 殊 工 事 費	防音シート		1,000 m ²	2.3	2,300,000	↓単価根拠とともに、必要理由も記入
	ボーリング	66φ20m×3本	1 式		1,794,000	29.9×20m×3本
	山留め	鋼矢板工法	1 式		7,560,000	軟弱地盤のため 物価資料
	杭工事		1 式		37,800,000	
	不用土処分		1 式		4,320,000	
					建築小計	53,774,000
	【電気】					
	ケーブルラック	W=500 2段	100 m	23.6	2,360,000	
					電気小計	2,360,000
	【機械】					
消火ポンプ設備		1 箇所	3,010	3,010,000		
エレベータ	一般用 11人用 750kg 60m/	1 台	11,912	11,912,000		
				機械小計	14,922,000	
【その他】						
連結椅子	固定式	1 式		1,700,000		
				その他小計	1,700,000	
				特殊工事費小計	72,756,000	
			新棟面積(m ²)	5,460		
			圧縮率	71.23%		
				特殊工事費×圧縮率	51,821,993	
【建物撤去費等】						
				その他小計	0	
				補助対象特殊工事費小計	51,821,993	
				建物工事費 小 計	786,454,093	

記入例

建 物 工 事 費 調 書

法人名	文部科学学園
学校名	文部科学大学
事業名	校舎A棟耐震改築事業(1期)

単価は小数点第一位で四捨五入し、整数を記載すること。

① 区 分	② 構造・階又は規格・規模	③ 数 量	④ 単 価	⑤ 金 額	⑥ 備 考	
一般	校舎A棟	SRC3-1	3,889 m ²			
工事費	建物種別単価	大学校舎		188.9		
	地域別補正係数	東京		100%		
	補正単価(小規模)					
	R1年度出来高(60.2%) (階高)			60.2%	一連の耐震改築工事を複数年度にわたって実施する場合は、当該年度の出来高割合を乗じる。	
	改修率					
	補正後単価			113.7		
				一般工事費小計	442,179,300 円	
【建築】※消費税・諸経費を含むこと						
特殊工事費	防音シート		1,000 m ²	2.3	2,300,000	↓単価根拠とともに、必要理由も記入
	ボーリング	66φ20m×3本	1 式		1,794,000	29.9×20m×3本
	山留め	鋼矢板工法	1 式		7,560,000	軟弱地盤のため 物価資料
	杭工事		1 式		37,800,000	
	不用土処分		1 式		4,320,000	
					建築小計	53,774,000
	【電気】					
	ケーブルラック	W=500 2段	100 m	23.6	2,360,000	
					電気小計	2,360,000
	【機械】					
消火ポンプ設備		1 箇所	3,010	3,010,000		
エレベータ	一般用 11人用 750kg 60m/	1 台	11,912	11,912,000		
				機械小計	14,922,000	
【その他】						
連結椅子	固定式	1 式		1,700,000		
				その他小計	1,700,000	
				特殊工事費小計	72,756,000	
				新棟面積(m ²)	5,460	
				圧縮率	71.23%	
				特殊工事費×圧縮率	51,821,993	
【建物撤去費等】						
				その他小計	0	
				補助対象特殊工事費小計	51,821,993	
				建物工事費 小 計	494,001,293	

採択理由書

法人番号		学校法人名	
学校名			
管理責任者 所属・職・氏名	-		
事業名		採択業者区分	
採択業者	会社名：		入札金額： 円
不採択業者1	会社名：		入札金額： 円
不採択業者2	会社名：		入札金額： 円
不採択業者3	会社名：		入札金額： 円
不採択業者4	会社名：		入札金額： 円
不採択業者5	会社名：		入札金額： 円
(業者採択理由)			
(業者選定後に金額が変更した理由)			
変更前金額： 円 変更後金額： 円 差額： 円			

提出書類チェック表

法人番号	法人名	提出書類	チェック欄	備考
事業名				
①	令和元年度申請一覧(様式1)			
②	令和元年度学校施設耐震改築工事計画調書(様式2-1)			
③	令和元年度学校施設耐震改築工事 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳(様式2-2)			
④	令和元年度学校施設耐震改築工事 建物工事費調書(様式2-3)			
⑤	様式2-4 採択理由書(耐震診断費)			
⑥	耐震診断にかかる入札書類及び見積もり			
⑦	様式2-4 採択理由書(実施設計費)			
⑧	実施設計にかかる入札書類及び見積もり			
⑨	様式2-4 採択理由書(工事費)			
⑩	工事に係る入札の内容が分かる書類及び入札書等の写し			
⑪	耐震診断報告書等の写し (耐震改築工事前のIs値がわかる部分のみ)			
⑫	耐震診断についての公的機関等の確認結果			
⑬	補強で対応することが困難な理由書(様式自由、該当する場合のみ)			
⑭	補強計画の写し及び補強計画についての公的機関等の確認資料 (様式自由、該当する場合のみ)			
⑮	コンクリート強度の平均値を算出した資料			
⑯	コンクリートコア試験報告書			
⑰	経費按分に関する資料(様式自由)			
⑱	工程管理表(様式自由)			
⑲	配置図(様式自由)			
⑳	既存建物の図面等(様式自由)			
㉑	工事予定施設の計画図面等(様式自由)			
㉒	避難所指定にかかる自治体との協定書(該当する場合のみ)			
㉓	その他参考となる資料			
㉔	提出書類チェック表(様式2-5)			
㉕	令和元年度学校施設耐震改築工事事務担当者名簿			

令和元年度 学校施設耐震改築工事事務担当者名簿

令和 年 月 日現在

学校法人名				法人番号	
所在地		〒			
理事長名					
学校名					
所在地		〒			
補助金事務 責任者	役職等名	氏名		電話番号等	
		ふりがな		TEL	()
				FAX	()
				E-mail	
補助金事務 担当者名	所属部課等名	役職等名	氏名		電話番号等
			ふりがな		TEL ()
					FAX ()
					E-mail
			ふりがな		TEL ()
					FAX ()
					E-mail
			ふりがな		TEL ()
				FAX ()	
				E-mail	
備考	出先機関名： 所在地： 連絡者名： 電話番号： F A X 番号： E-mail :				

建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されているところであり、特に建設工事等契約手続き等について適正性及び透明性が求められているところでもあります。（別紙参照）

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところではありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、別紙の事項に留意しつつ建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いいたします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）
及び「補助金等の再点検について」（抄）（参考資料1）

(別紙)

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考]

- ・国の契約関係法令（参考資料2）

2. 入札結果等の公表について

国における建設工事等契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事等に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求められるのは当然のことです。このことから、補助事業にかかる建設工事等契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
 - ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額

- ② 公表の時期
 - ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間
 - ・公表を行った年度及び翌年度
- ④ 公表の場所等
 - ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考]

- ・国における入札結果等の公表（参考資料3）

3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸投げ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止について契約書に明記しておく必要があります。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考]

- ・建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項（参考資料4）

(参考資料 1)

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」
(平成 8 年 1 2 月 1 9 日事務次官等会議) (抄)

1 補助金等の再点検について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行なうとともに、各々の補助金等の実状に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・「補助金等の再点検について」

(平成 9 年 1 月 1 7 日補助金等適正化中央連絡会議幹事会) (抄)

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法

〔契約の方法〕

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合

においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

（指名競争に付することができる場合）

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の第三五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

国における入札結果等の公表

1 公表の対象

建設工事（地盤調査を含み埋蔵文化財調査を除く）、設計監理業務及び測量業務（以下「建設工事等」という。）とする。

ただし、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第 1 号、第 2 号又は第 7 号の規定により随意契約によることとしたもの及び予決令第 99 条第 1 号の規定により随意契約によることができる場合において、予決令第 94 条第 2 項の規定により指名競争に付したもののについては、公表の対象としないものとする。

2 公表の内容

(1) 一般競争に付した場合

- ① 競争参加資格の確認を受けるために申請書の提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札者氏名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）
- ④ 低入札価格調査の結果（会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書に規定するいわゆる低入札価格調査制度に基づく調査の結果。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格等（予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）並びに予定価格の種目及び科目別積算内訳。以下同じ。）

(2) 指名競争に付した場合

- ① 指名業者名
- ② 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ③ 低入札価格調査の結果
- ④ 予定価格等

(3) 随意契約によることとした場合（予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合を除く。以下同じ。）

- ① 契約の相手方
- ② 見積金額
- ③ 予定価格等

3 公表の時期

(1) 一般競争に付した場合

- ① 記の2の(1)の①から④に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(1)の⑤に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

- ① 記の2の(2)の①に掲げる事項については、指名通知後なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(2)の②及び③に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ③ 記の2の(2)の④に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

- ① 記の2の(3)の①及び②に掲げる事項については、契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(3)の③に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争に付した場合

記の2の(1)の①及び②に掲げる事項については参照の別紙1により、記の2の(1)の③から⑤に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

記の2の(2)の①に掲げる事項については参照の別紙2により、記の2の(2)の②から④に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

記の2の(3)の①から③に掲げる事項については参照の別紙4により、閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日に属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に参照の別紙5による閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

8 予定価格等の公表

予定価格等の公表については、当分の間、建設工事のみを対象とするものとする。

○建設業法 (抄)

昭和二十四年五月二十四日

法律第百号

(一括下請負の禁止)

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○国における一括下請け禁止条項 (例)

第〇条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。